

輪島市

男女共同参画行動計画

令和4年度～8年度



令和4年3月

輪島市

目 次

計画策定の趣旨	1
計画の性格	1
計画の実施期間	1
基本理念	2
計画の視点	2
男女共同参画とは	3
基本目標と課題	3
施策の方向と概要	
基本目標1 男女平等意識の啓発	5
基本目標2 女性の社会参加推進	6
基本目標3 男女共同参画のための環境整備	7
指標及び目標値（一覧）	10
指標1～3	11
指標4～5	12
指標6～9	13
指標10～14	14
（付属資料）	
男女共同参画を考える市民調査	15～27
男女共同参画用語集	28
輪島市男女共同参画推進条例	29
輪島市男女共同参画推進審議会委員名簿	33

計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女共同参画基本法第2条において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」と定義されています。

輪島市では、平成24年3月に第1次、平成29年3月に第2次「輪島市男女共同参画行動計画」を策定し、本市における男女共同参画社会の推進を目指して参りました。

今般、第2次輪島市男女共同参画行動計画が最終年度を迎えるにあたり、これまでの市における男女共同参画社会の推進状況を計るため、令和3年7月に「男女共同参画社会を考える市民調査」を実施したところ、それぞれ一定の成果はみられるものの、依然として男女共同参画社会の浸透度は低く、家庭や地域などの各場面で、性別による固定的な役割分担や、仕事と家庭の両立の難しさなど、まだまだ解決すべき課題が残されている現状がうかがえました。

そこで、過去の計画を踏まえつつ、現在までの国・県の動きを今後より一層男女共同参画社会の形成に向けた施策を推し進めるため、今回新たに第3次「輪島市男女共同参画行動計画（令和4年～8年）」を策定することにいたしました。

計画の性格

輪島市男女共同参画行動計画は、輪島市総合計画の基本方針において、「女性が活躍できるまちづくり」として男女共同参画を推進していることから、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「いしかわ男女共同参画プラン2021」との整合性を図りつつ、市の男女共同参画推進に向け具体的に取り組むための指針として策定するものです。

計画の実施期間

この計画は、「輪島市総合計画」との整合性を配慮し、令和4年度（2022）から令和8年度（2026）までの5年間とします。なお、社会経済情勢の変化や施策・事業の進捗状況、国・県の動向により必要に応じて見直しを行います。

基本理念

本市の男女共同参画の推進にあたっては、輪島市男女共同参画推進条例第3条に掲げられた次の6つを基本理念とします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度や慣行についての配慮
- (3) 政策・方針等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- (6) 国際社会の動向の勘案

計画の視点

男女共同参画社会の実現に向けて、より効果的に計画を推進するため、次の視点で本計画を策定します。

視点1 男女共同参画の正しい理解

令和3年7月に実施した「男女共同参画社会を考える市民調査」結果によると、輪島市男女共同参画推進条例について、「言葉も内容も知っている」と答えた人の割合は18.8%、「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」が39.6%、「全く知らない」が34.9%と、まだまだ男女共同参画についての正しい理解度や浸透度が低いことから、今後男女共同参画社会を推進する上で重要な課題と考えます。

視点2 男女共同参画の意識の高揚

少子高齢化による将来への不安が叫ばれる一方で、住民参加・協働のまちづくりが行われています。こうした中で求められるのは、支え合いや助け合いの心です。家庭・地域・職場で共同の意識の高揚を図ることが行動計画を推進する上で必要な事項と考えます。

視点3 男女共同参画の目的の明確化

「男女共同参画の正しい理解」や「男女共同参画の意識の高揚」を推進していくためには、どのような事業をどれだけ実施し、その結果どれくらいの効果や影響をもたらせるのかなど、わかりやすい計画とすることが必要となります。その尺度として指標を策定します。

男女共同参画とは

男女共同参画とは英語でGender equalityと言い、直訳すると「ジェンダーの平等」という意味になります。「ジェンダー」とは、社会的性別とも言われ、私たち一人ひとりが持っている「男らしさ」や「女らしさ」についてのイメージや意識、考え方のことです。「ジェンダーの平等」とは、単に男と女の平等だけではなく、さまざまな性的指向や性自認のひとびとが対等で同じ権利を持っていることを意味しています。

男女共同参画とは、「女性（男性）とはこういうもの（こうあるべき）」という考え方によって行動や考え方、生き方に制限されることなく、男女がよきパートナーとしてお互いに尊重し合い、性別にかかわらず、様々な生活の場面で一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できるようにしよう、ということです。輪島市は「第2次輪島市総合計画後期基本計画」において「自治体SDGs施策の推進」を打ち出しており、SDGsその「目標5」として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」が掲げられています。

基本目標と課題

輪島市における男女共同参画社会の実現にむけて、3つの基本目標と13の課題を掲げ、これに基づく施策を総合的に展開します。

【基本理念】

人が年齢・性別に関わりなく、あらゆるところで一人ひとりが平等に扱われ、互いを認め合い助け合いながら、個性と能力が十分に発揮でき、心豊かに暮らせるまち

【基本目標】 男女平等意識の啓発

課題1 男女共同参画理解促進

広報・啓発活動の推進

↳ 市民・企業・団体等への広報啓発活動の推進（★）

男女共同参画理解促進

↳ 男性や若い世代の男女共同参画理解促進（★）

課題2 男女共同参画の慣行の見直し

男女共同参画の調査

↳ 定期的な市民意識調査の実施・情報の収集及び市民・企業・団体等に対する情報の提供

課題3 男女共同参画教育・学習の充実

学校における男女平等教育の推進

↳ 初等教育における男女平等教育の推進

家庭における男女平等教育の推進

↳ 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

地域における男女共同参画学習の推進

↳ 男女共同社会の形成をねらいとした研修会、講演会等学習機会の充実

【基本目標】 女性の社会参加促進

課題4 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

行政機関における女性の参画の拡大

↳ 審議会等委員への女性の参画促進・市職員の管理職拡大（★）

企業や団体における女性の参画促進

↳ 企業や各種団体役員等への女性の参画拡大、役職員等への女性の参画 状況の把握（★）

地域等における女性の参画促進

↳ 女性団体の活動支援・女性の地域活動指導者の資質向上（★）

課題5 女性の人材育成

女性がチャレンジできる社会づくり

- └ 女性がチャレンジするための支援及び情報の提供 (★)

【基本目標】 男女共同参画のための環境整備

課題6 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用における男女均等の社会づくり

- └ 男女雇用機会均等法等の定着促進、就労機会拡大及び雇用形態改善の為、企業等への普及啓発活動 (★)
- └ 積極的改善措置（ポジティブアクション）の奨励 (★)

働く女性の妊娠・出産にかかわる保護

- └ 法や制度の周知。マタニティハラスメント防止の啓発 (★)

課題7 多様な就業を可能とする環境の整備

多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

- └ 女性のキャリア形成への支援 (★)

課題8 男女の仕事と生活の調和の実現

労働環境の整備

- └ 企業等のワーク・ライフ・バランス実現に向けた普及啓発・取組促進 (★)
- └ 出産、育児等で退職した女性の再就職に希望が持てる仕組みや環境づくりを推進 (★)

多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

- └ 保育サービスの充実 (★)
- └ 子育てに関する相談体制・ネットワークの充実(★)
- └ 介護支援策の充実 (★)

課題9 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

地域社会の構成員としての女性の社会参加の促進

- └ 職業人としての女性の能力向上・女性リーダーの育成 (★)

働きやすい環境整備

- └ 女性のネットワークの強化

課題10 地域における男女共同参画の推進

男女共同参画推進員の育成

- └ 男女共同参画推進員による啓発活動の推進

災害対策における男女共同参画の推進

- └ 男女共同参画の視点を踏まえた災害対策

課題11 性に対する暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力への対策の推進

- └ 女性に対する暴力防止についての意識啓発

課題12 生涯を通じた女性の健康支援

女性の健康づくりの支援

- └ 生涯を通じた健康づくりの支援

課題13 国際社会の動向の勘案

国際社会の情報収集

- └ 国際社会の動向について情報の収集

(★)は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に基づく市町村推進計画該当部分です

基本目標 1 男女平等意識の啓発

課題 1 男女共同参画理解促進

① 広報・啓発活動の推進

市民・企業・団体等への広報啓発活動の推進

男女共同参画が必要であることを理解し、あらゆる人が共感できるよう、効果的な手段による広報・啓発活動を積極的に展開します。

本市の男女共同参画推進の根拠規定である「輪島市男女共同参画推進条例」の認知度を高め、その趣旨への理解を促進することを目標のひとつとして、啓発活動を行います。

② 男女共同参画理解促進

男性や若い世代の男女共同参画理解促進

男女共同参画の啓発にあたり、男性や若い世代への理解を促進し、意識の改革を進めます。男性に対しては、家事・育児・介護等への積極的な参画を押し進めるため、情報の提供、講座の実施等を行います。

若い世代が男女共同参画の考え方がごく自然なものとして理解し、受け止めることができるよう、わかりやすい啓発を行います。

課題 2 男女共同参画の慣行の見直し

① 男女共同参画の調査

定期的な市民意識調査の実施・情報の収集及び市民・企業・団体等に対する情報の提供
男女共同参画に関する市民の意識や、女性を取り巻く現状を客観的に把握するため、定期的な意識調査や実態調査を実施します。あわせて、市民・企業・団体等に対し男女共同参画に関する各種情報を提供します。

課題 3 男女共同参画教育・学習の充実

① 学校における男女平等教育の推進

人権と共生を尊重した男女平等教育の推進

学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図ります。

また、自立の意識を育む教育、一人ひとりの個性や能力を尊重し、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進します。

②家庭における男女平等教育の推進

男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

家族だれもが互いを尊重し、相手の立場を理解し助け合うことができるような人格形成を図るため、家庭に向けた男女共同参画に関する情報や学習機会の提供を行います。

③地域における男女共同参画学習の推進

男女共同参画社会の形成をねらいとした研修会、講演会等学習機会の充実

男女共同参画をテーマとした研修会や講演会等を実施し、地域社会において男女共同参画を推進するために学習機会を充実させます。

基本目標2 女性の社会参加促進

課題4 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

①行政機関における女性の参画拡大

審議会等委員への女性の参画促進・市職員の管理職拡大

市の審議会等の女性の登用率30%以上を目標とします。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「輪島市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」により、意欲と能力のある女性職員の管理職への積極的任用を進めます。

②企業や団体における女性の参画促進

企業や各種団体役職等への女性の参画拡大、役職等への女性の参画状況の把握

企業や各種団体に対し、役職への女性の参画を推し進めるため、意識改革や積極的改善措置に関する啓発を行います。

また、企業や各種団体における女性の参画状況を把握するとともに、女性の活躍等に関する有益な情報の提供を行います。

③地域等における女性の参画促進

女性団体の活動支援・女性の地域活動指導者の資質向上

市内にある女性団体や自主グループが、意欲をもって地域づくりに貢献できるよう、その活動を支援するとともに、団体・グループ相互ネットワークづくりを行います。また、防災に関する女性の参画を拡大するため、女性防災士の育成等を図ります。女性が地域において活躍し、主導的な役割を果たすことができるよう、情報や学習機会の提供を行います。

課題5 女性の人材育成

①女性がチャレンジできる社会づくり

女性がチャレンジするための支援及び情報提供

女性が希望に応じてチャレンジし、その能力を発揮しながら社会で活躍できるよう、情報の収集・提供を行います。社会参画に意欲的な女性に対して、必要な情報の提供や関係機関の紹介など、必要に応じて支援を行うとともに、その取組を広く市民に紹介することで、その女性の意欲を高めます。

基本目標3 男女共同参画のための環境整備

課題6 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保

①雇用における男女均等な社会づくり

男女雇用機会均等法等の定着促進、就労機会拡大及び雇用形態改善の為、企業等への普及啓発活動。

雇用の場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法等の定着が図られるよう、企業への普及啓発を推進します。また積極的改善措置（ポジティブアクション）の奨励を実施し、企業に対し、事実上生じている男女間の格差を解消する積極的改善措置（ポジティブアクション）の導入や、セクシュアル・ハラスメント防止、パワーハラスメント防止に関する啓発を行います。県の「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」制度に関する周知を行い、参加を推奨します。

②働く女性の妊娠・出産にかかわる保護

法や制度の周知・マタニティハラスメント防止の啓発

母性保護等に関する法律や制度の周知、マタニティハラスメント防止に向けた啓発を行うことで、女性が妊娠・出産後も安心して働くことができるよう、職場環境の整備を促します。

課題7 多様な就業を可能とする環境の整備

①多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

女性のキャリア形成への支援

企業・団体等に対し、働く女性に対する支援など職場環境の改善に向けた啓発を行います。また、各種講座や情報提供を通じて、働く女性の資質の向上や意識の高揚を図り、女性の個性と能力を十分に発揮できるよう女性のキャリア形成を支援します。

課題8 男女の仕事と生活の調和の実現

①労働環境の整備

企業等のワーク・ライフ・バランス実現に向けた普及啓発・取組促進
企業・市民に向け、ワーク・ライフ・バランスについて、また育児・介護休暇に関する周知・啓発を行います。

②多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

- ・保育サービス等の充実
- ・子育てに関する相談体制・ネットワークの充実
- ・介護支援策の充実

各種施策につき、市としてこれまで以上の充実を図るため、福祉部局等関係機関と連携し、男女共同参画の視点を取り入れながら進めます。また男女共同参画の立場から働く女性など市民に向けて、各種施策に関する必要な情報の提供を行います。

課題9 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

①地域社会の構成員としての女性の社会参加の促進

職業人としての女性の能力向上・女性リーダーの育成
女性が主体性を持って、男性と対等に農林水産業の経営に参画できるよう、女性の起業や経営能力向上に向けた講演会・セミナーの実施・情報提供を行います。

②働きやすい環境整備

女性のネットワークの強化
女性が情報交換し連携を高めるため、必要に応じて既存のネットワークの強化・新たなネットワークの構築を行います。

課題10 地域における男女共同参画の推進

①男女共同参画推進員の育成

一般市民から、男女共同参画の推進に賛同し、行政とともに意欲的に取り組む方を男女共同参画推進員として育成し、わかりやすい普及啓発活動を行います。

②災害対策における男女共同参画の推進

女性防災士を育成し、災害時に避難所運営等において男女共同参画の視点を取り入れた適切なリーダーシップと対応が取れるよう図るとともに、女性が地域の中で自主的に防災に取り組むことができるように進めます。

課題11 女性に対する暴力の根絶

①女性に対するあらゆる暴力への対策の推進

女性は、DV（ドメスティック・バイオレンス）、性暴力、ハラスメント、ストーカー行為などを受けがちです。こうしたあらゆる暴力を防ぐため、暴力は犯罪となりうる人権侵害であり、断じて許されるものではないことを市民に対して啓発し、意識を高めます。関係する法制度、実際に被害に遭っている人に対する相談支援体制の周知等を図り、相談から支援まで迅速かつ適切な対応が可能となるよう体制づくりを進めます。

課題12 生涯を通じた女性の健康支援

①女性の健康づくり支援

女性が生涯にわたって心身とも健康で過ごすため、講座などを通じて女性の健康やリプロダクティブ・ライツ／ヘルス（性と生殖に関する健康と権利）に関する知識の増進、または健康問題に関する相談窓口の情報提供などを行います。

課題13 国際社会の動向の勘案

①国際社会の情報収集と活用

国際会議における議論等、国際社会における動向について情報を収集し、市の実情と照らし合わせながら計画に取り入れ、その浸透を図ります。

輪島市男女共同参画行動計画指標及び目標値

	指 標	目標値 (令和4～8年度)
1	男女共同参画推進条例の認知度	100%
2	小学校の男女共同参画啓発用冊子の利用校の割合	全校（9校）
3	男女共同参画研修会・講演会・学習会の回数	20回/年
4	家庭・地域・職場などで皆が平等と答える人の割合	家庭 60%
		地 域 40%
		職 場 50%
5	社会全体での男女の平等感	30%
6	市の審議会等での女性委員の割合	30%
7	管理職における女性の割合（輪島市における係長級以上の割合）	50%
8	女性の町内会長または自治会長の割合	10%
9	石川県・いしかわ女性基金の研修会等への受講者の派遣	40名/年
10	企業への男女共同参画普及啓発活動	5回/年
11	ワーク・ライフ・バランスという言葉も内容も知っている人の割合	100%
12	女性防災士の増員	250人
13	DV被害者相談窓口の存在を知っている人を増やすための啓発活動	20回/年
14	女性の健康作りの支援講座の実施	18回/年

施策体系 1 男女平等意識の啓発

指標1 輪島市男女共同参画推進条例があることを知っている人の割合

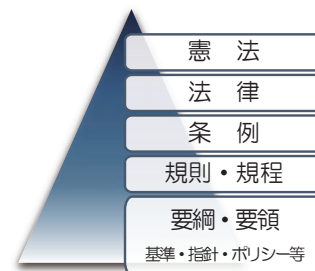
男女共同参画理解促進（○は前回からの増▼は前回からの減）

現状値	58.4% (▼2%)	目標値	100%
-----	-------------	-----	------

条例の認知度は、男女共同参画を理解するうえで重要であるため、全く知らない人を減らします。

◇ 現状値

- ・言葉も内容も知っている 18.8% (○2.5%)
- ・言葉は聞いたことはあるが内容は知らない 39.6% (▼4.5%)
- ・全く知らない 34.9% (○2.1%)
- ・無回答 6.7% (▼0.1%)



指標2 小学校の男女共同参画啓発指導冊子の利用校を増やす

男女共同参画教育・学習の充実

現状値	5校	目標値	9校
-----	----	-----	----

小さい頃から男女平等の意識啓発は大変重要であるため、学校での啓発活動の割合を増やします



指標3 男女共同参画研修会・講演会・学習会の回数を増やす

男女共同参画教育・学習の充実

現状値	10回/年	目標値	20回/年
-----	-------	-----	-------

男女共同参画に関する意識を広め男女共同参画社会の実現をめざします
公民館等で学習会等を開催します



指標4 家庭・地域・職場などで皆が平等と答える人の割合

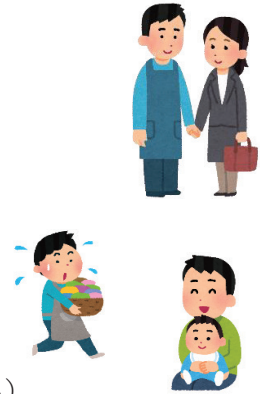
男女共同参画の慣行の見直し（○は前回からの増▼は前回からの減）

【家庭では】

現状値	46.5% (○10.0%)	目標値	60%
-----	----------------	-----	-----

家庭での平等感は男女差が大きいのが現状であるが、皆が平等と答える人が60%まで増えることをめざします

	男性の意見	女性の意見	全体
平等	53.2% (○12.6%)	40.8% (○7.5%)	46.5% (○10.0%)



【地域では】

現状値	26.9% (○18.8%)	目標値	40%
-----	----------------	-----	-----

前回よりも数値は随分改善されているが、地域では男性が優遇の意見が多いことから、皆が平等と答える人が40%まで増えることをめざします

	男性の意見	女性の意見	全体
平等	35.4% (○15.3%)	19.5% (○6.6%)	26.9% (○18.8%)

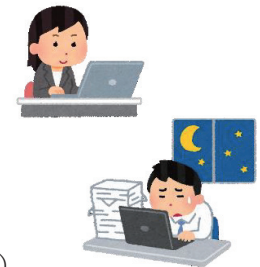


【職場では】

現状値	45.5% (○7.1%)	目標値	50%
-----	---------------	-----	-----

前回よりも数値は改善されているが、皆が平等と答える人が50%以上に増えることをめざします

	男性の意見	女性の意見	全体
平等	49.8% (○10.4%)	41.6% (○4.4%)	45.5% (○7.2%)



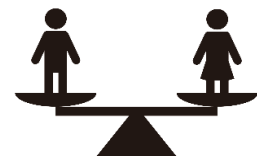
指標5 社会全体での男女の平等感

男女共同参画の慣行の見直し（○は前回からの増▼は前回からの減）

現状値	20.0% (○11.8%)	目標値	30%
-----	----------------	-----	-----

前回の目標値を達成したが、それでもまだまだ数値は低いことから、全体の30%が社会全体での男女が平等と答えることをめざします

	男性の意見	女性の意見	全体
平等	27.6% (○9.5%)	13.4% (○5.2%)	20.0% (○11.8%)



施策体系 2 女性の社会参加の推進

指標6 市の審議会等での女性委員の割合

方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

現状値	27.70%	目標値	30%
-----	--------	-----	-----

※令和3年4月1日現在

地方地自法（第180条の5）監査委員・農業委員等

（6委員会）

地方地自法（第202条の3）男女共同参画推進審議会・景観審議会等

（40審議会）

女性の委員の割合を30%以上になるようめざします



指標7 係長以上における女性の割合

方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

輪島市役所職員の係長以上の女性の割合

現状値	43.80%	目標値	50%
-----	--------	-----	-----

※令和3年4月1日現在

職場における女性の係長以上の登用状況を50%になるようめざします



指標8 女性の町内会長または自治会長の割合

方針の立案・決定過程への女性の参画拡大（○は前回からの増▼は前回からの減）

現状値	6.7%（○0.8%）	目標値	10%
-----	-------------	-----	-----

※令和3年4月1日現在

男性でも女性でも適任者であれば良いという意見が多数ありました

指標9 石川県・いしかわ女性基金の研修会等への受講者を派遣する

女性の人材育成

現状値	24名／年	目標値	40名／年
-----	-------	-----	-------

男女共同参画推進員・婦人団体・各種女性団体など、地域の女性リーダーとなりえる人材を育成するため、石川県・いしかわ女性基金が主催する各種研修会・講演会に参加者を派遣します



施策体系3 男女共同参画のための環境整備

指標10 企業への男女共同参画普及啓発活動

男女の仕事と生活の調和の実現

現状値	1回/年	目標値	5回/年
-----	------	-----	------

企業へ男女共同参画啓発（チェックシート・啓発資料の送付、市内企業の実態に応じた講座等）の実施により、男女共同参画の普及啓発とポジティブ・アクションの推進を図ります

指標11 ワーク・ライフ・バランスという言葉も内容も知っている人の割合を増やす

男女の仕事と生活の調和の実現（○は前回からの増▼は前回からの減）

現状値	38.5%（○21.3%）	目標値	100%
-----	---------------	-----	------

労働の場において男女共同参画を推進するためには、事業主の理解や協力が不可欠です。職場意識を醸成するためにも、市民の就業環境に対する関心度の高さが重要であることから、ワーク・ライフ・バランスの概念が広く行きわたることを目指して啓発を行います



Work Life Balance

指標12 女性防災士を増やし、災害時女性の視点を取り入れた防災体制を整える 地域における男女共同参画の推進

現状値	198人	目標値	250人
-----	------	-----	------

災害時の適切な避難所運営等を可能にするため、女性防災士の増員をめざします



指標13 DV被害相談窓口があることを知っている人の割合を増やすため啓発活動を実施

女性に対する暴力の根絶

現状値	3回/年	目標値	20回/年
-----	------	-----	-------

◇現状値

・DV直接経験あり	6.6%
・身近に経験した人あり	14.7%
・相談したことがある	0.7%
・相談を受けたことがある	5.9%



指標14 女性の健康づくりの支援講座を実施

生涯を通じた女性の健康支援

現状値	3回/年	目標値	18回/年
-----	------	-----	-------

健康は男女ともに重要な問題ですが、特に女性特有の問題を支援する講座を重点的に実施します（各公民館で年間1回以上）



令和3年度 男女共同参画社会を考える市民調査 結果について

調査対象：輪島市に居住する中学生以上の方

調査回答数：一般 2, 127件、学生（中学生・高校生）1, 255件

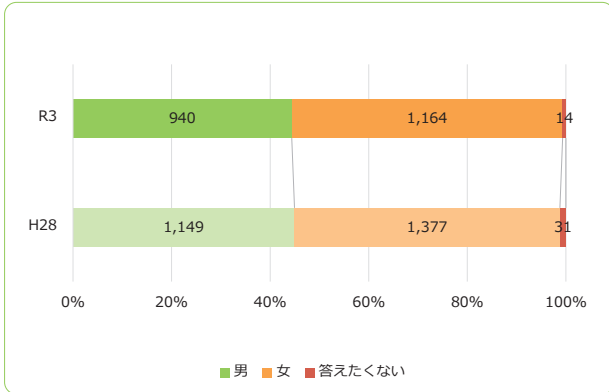
学生に対する市民調査は今回（R3）に初実施しました。

調査実施者：輪島市教育委員会生涯学習課

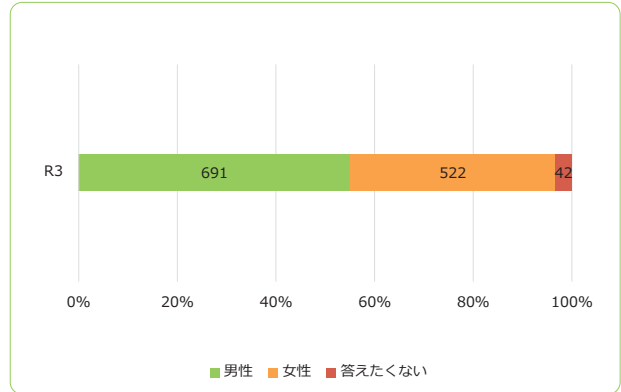
調査結果

【問1】 あなたの性別は？

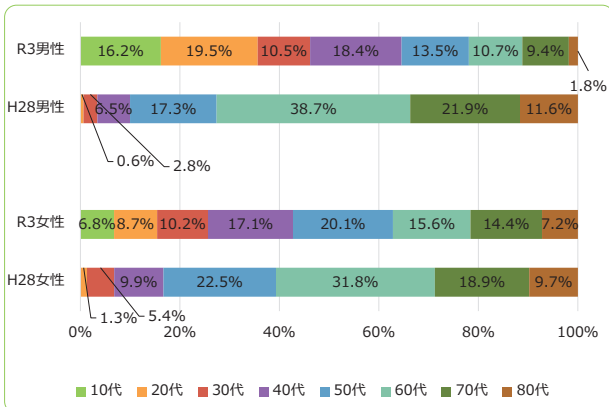
《一般》



《学生》

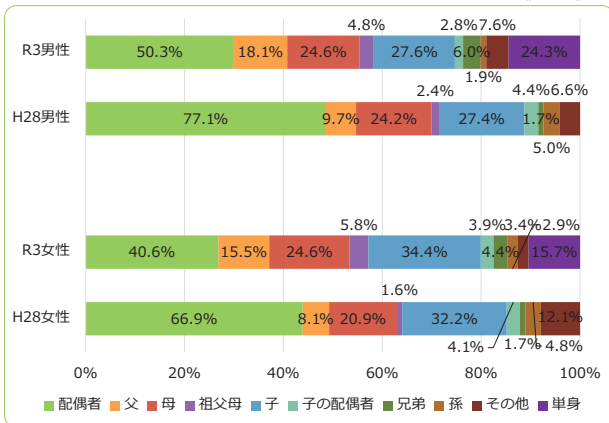


【問2】 あなたの年代は？

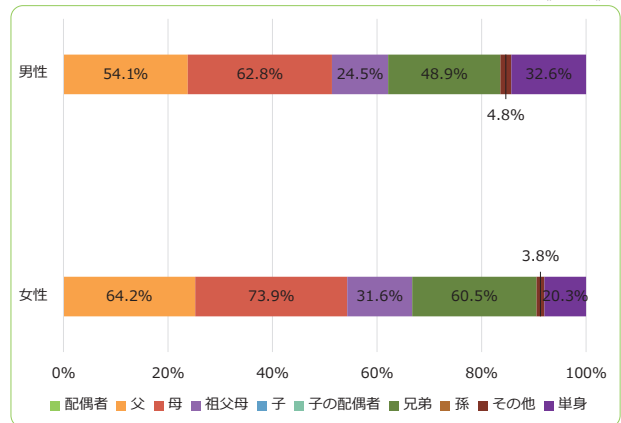


【問3】 一緒にお住いの家族について

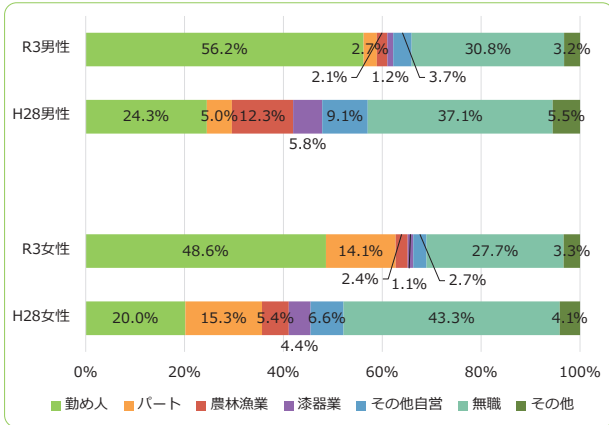
《一般》



《学生》

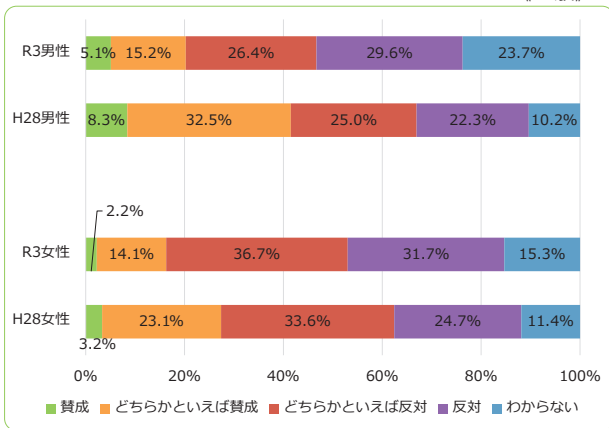


【問4】 あなたの職業について

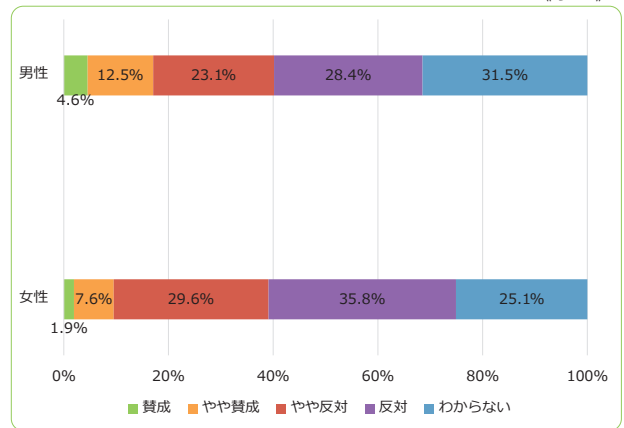


【問5】 「男は仕事」「女は家庭」という考え方についてどう思いますか？

《一般》



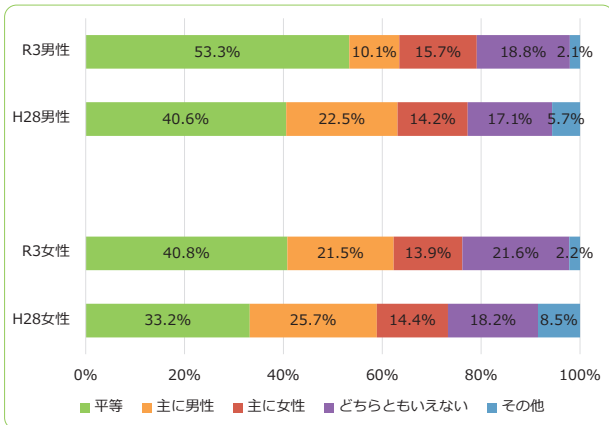
《学生》



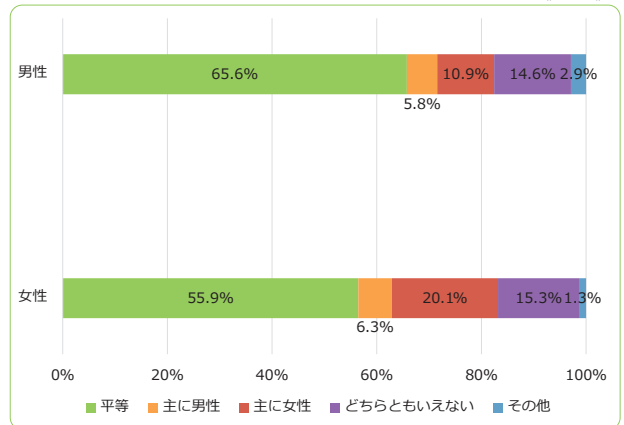
【問6】 家庭・地域・職場では主にどちらの意見が取り入れられていますか？

【家庭】

《一般》

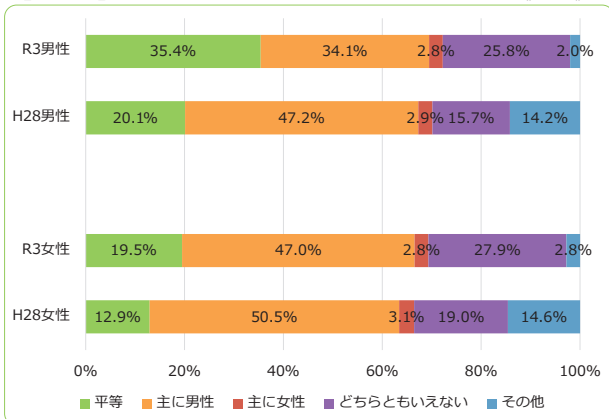


《学生》

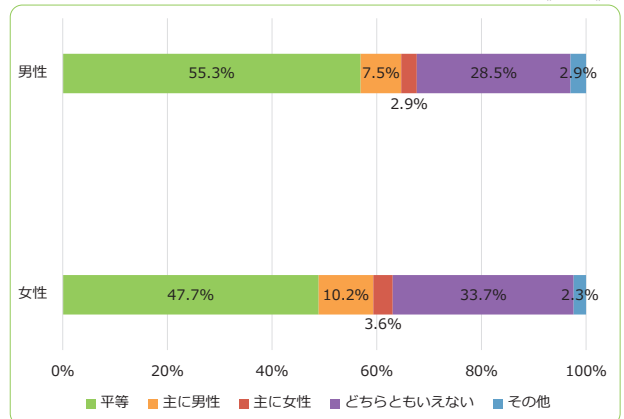


【地域】

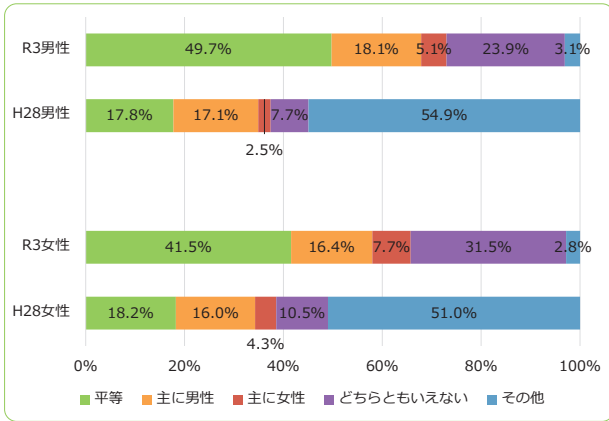
《一般》



《学生》



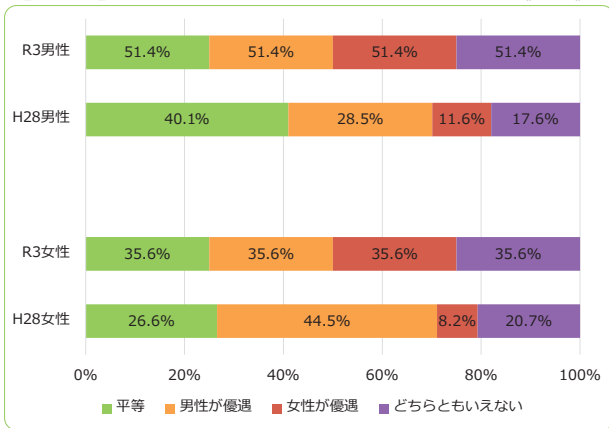
【職 場】



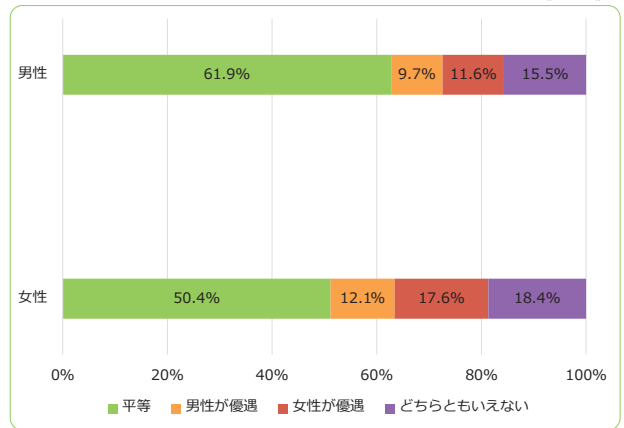
【問7】 それぞれの場面で男女の地位はどうなっていると感じますか？

【家 庭】

《一般》

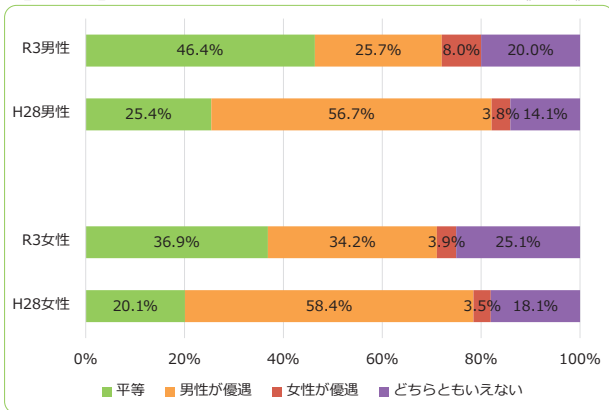


《学生》



【職 場】

《一般》

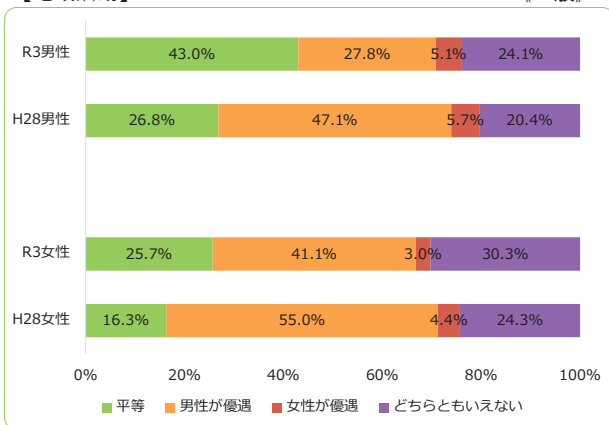


《学生》

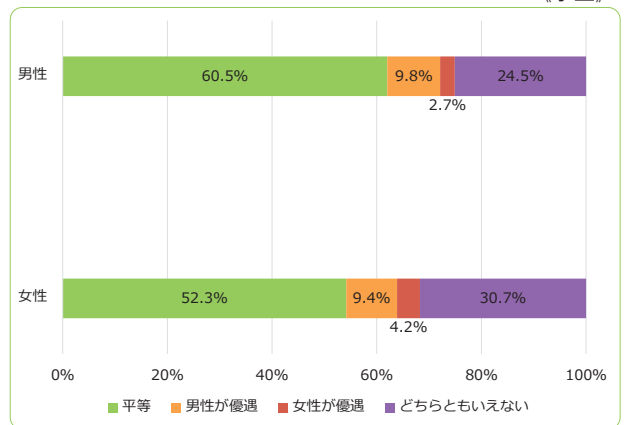


【地域活動】

《一般》

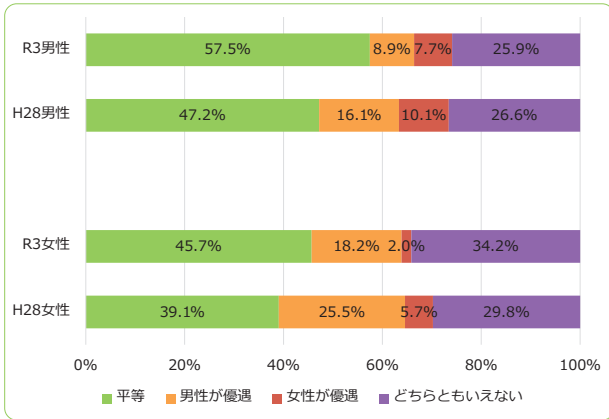


《学生》

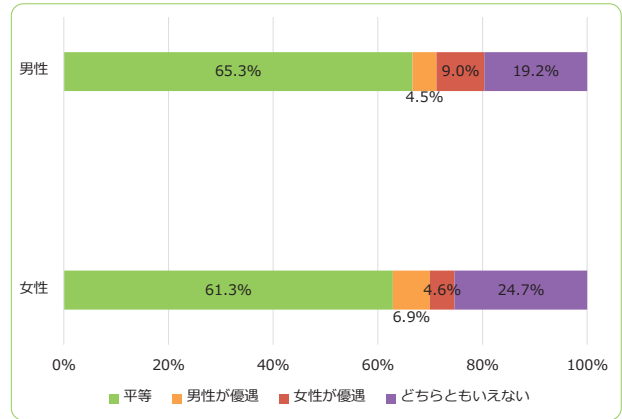


【学校教育】

《一般》

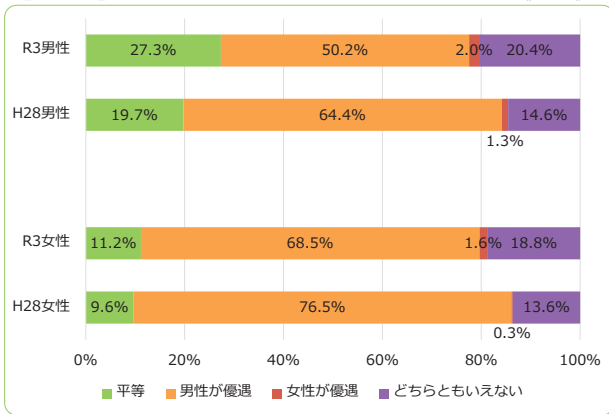


《学生》

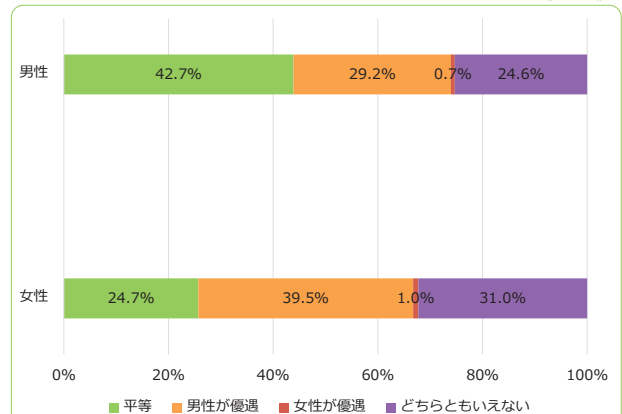


【政治】

《一般》

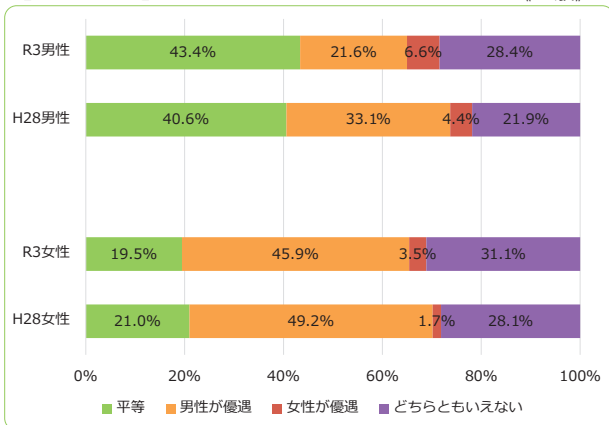


《学生》

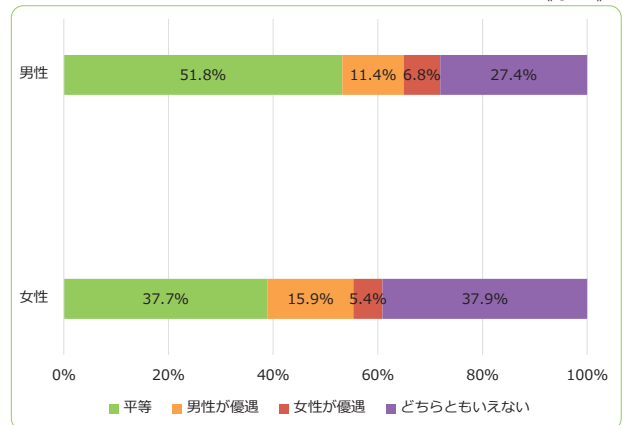


【法律・制度】

《一般》

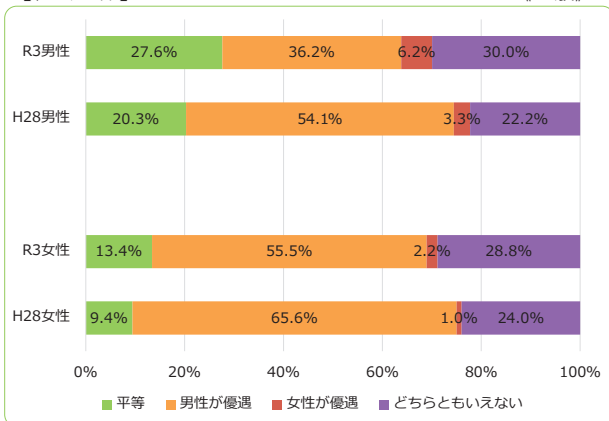


《学生》

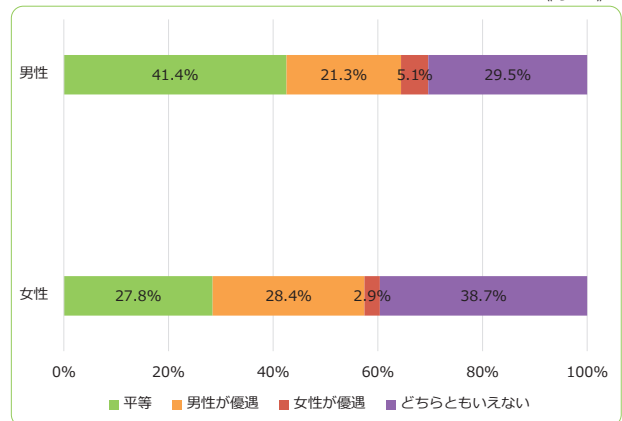


【社会全体】

《一般》



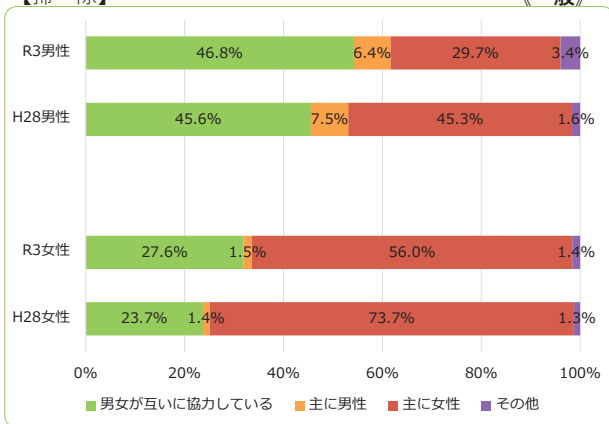
《学生》



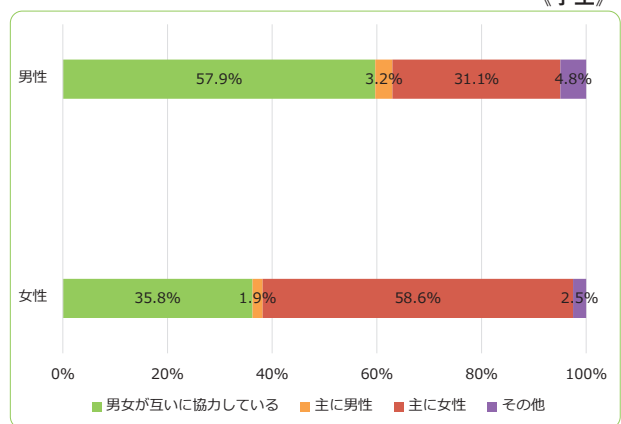
【問8】 あなたの家庭では、次の役割分担をどのようにしていますか？

【掃除】

《一般》

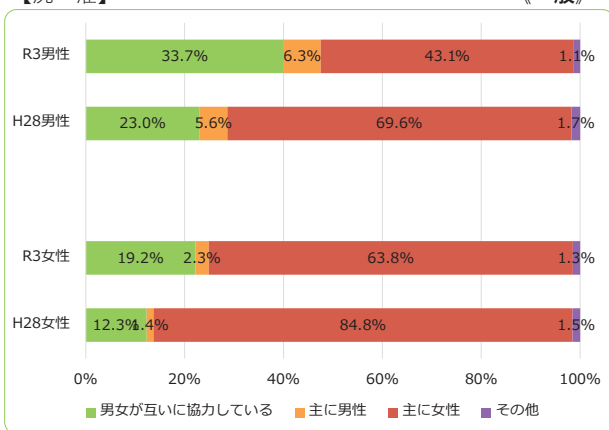


《学生》

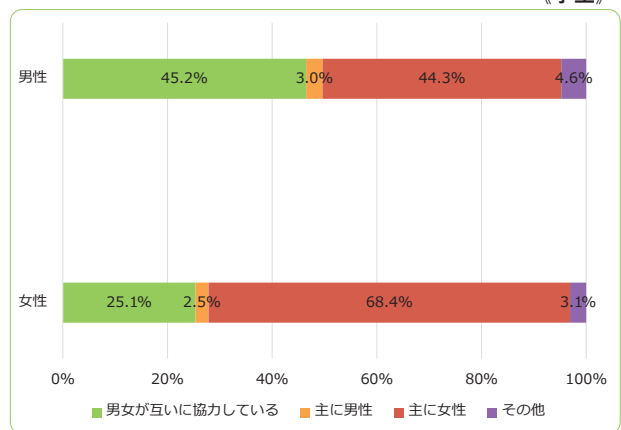


【洗濯】

《一般》

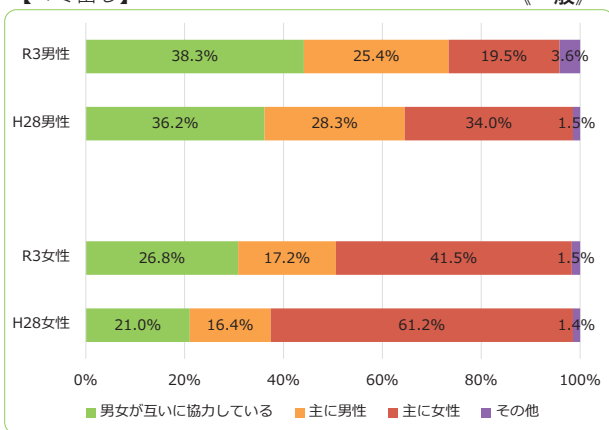


《学生》

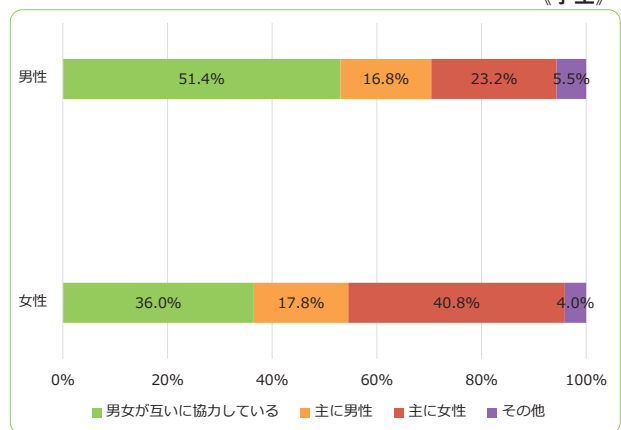


【ゴミ出し】

《一般》

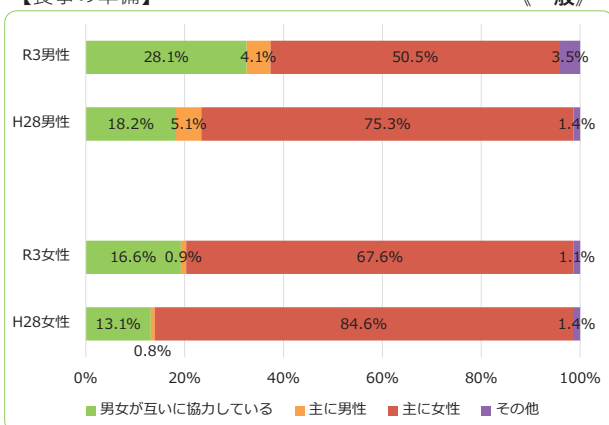


《学生》

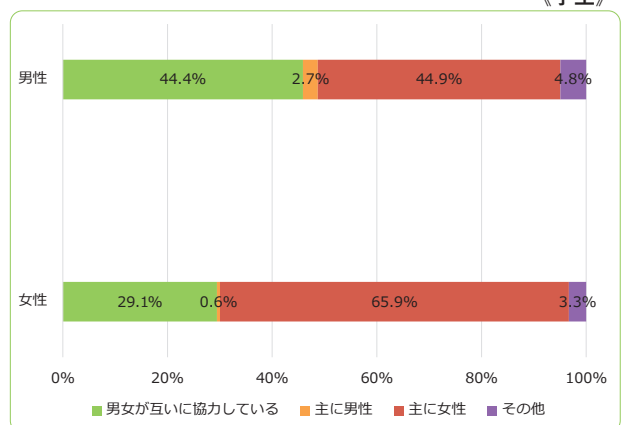


【食事の準備】

《一般》

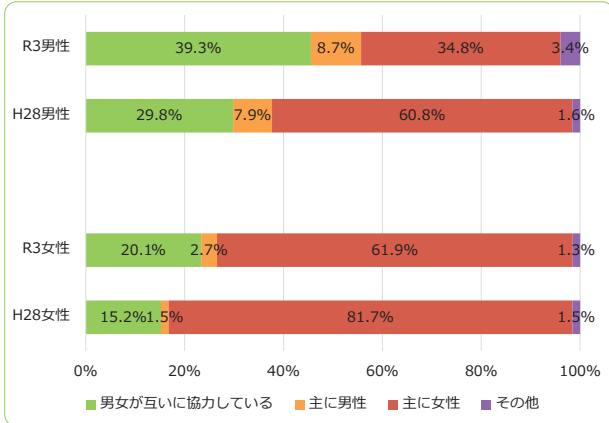


《学生》

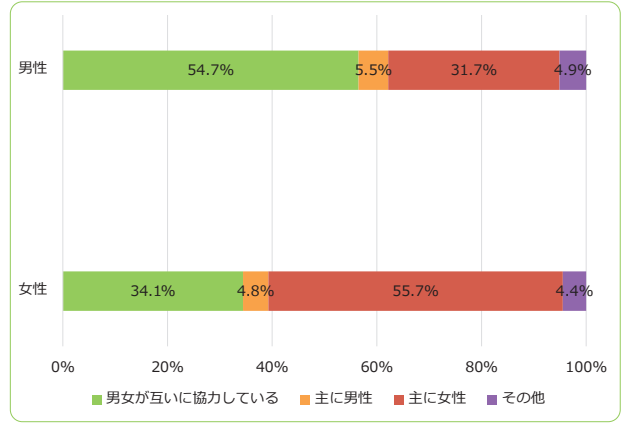


【食事後片付け】

《一般》

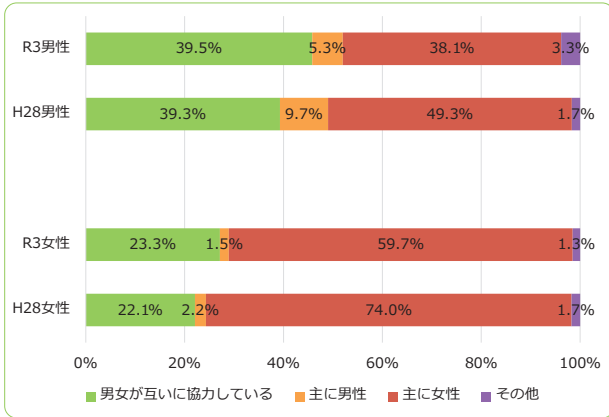


《学生》

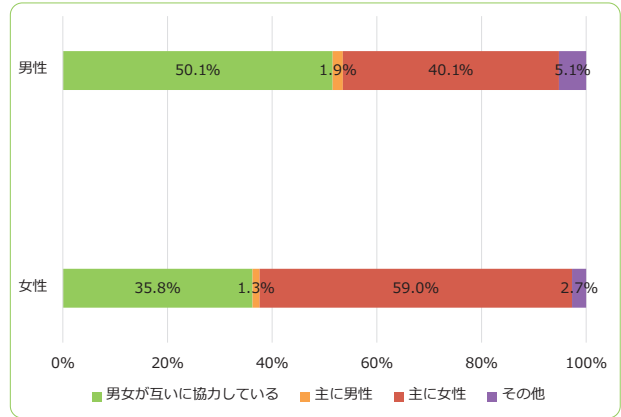


【日常の買い物】

《一般》

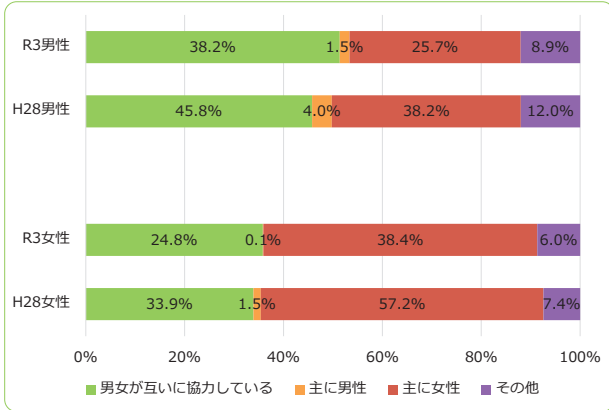


《学生》

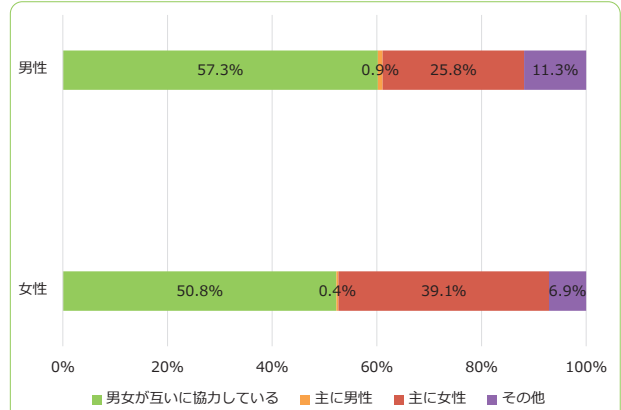


【育児】

《一般》

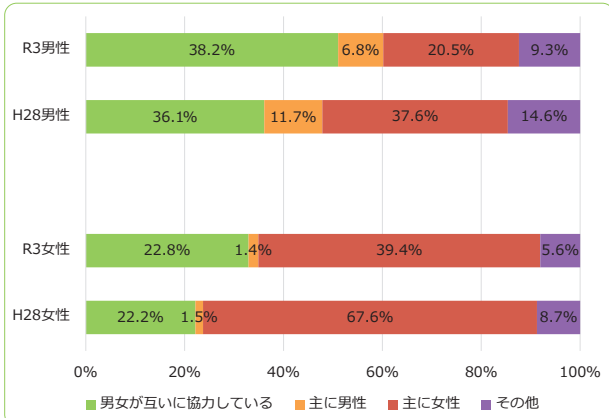


《学生》

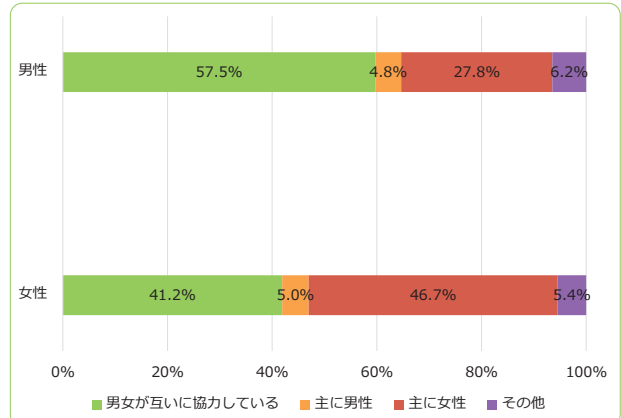


【学校行事への参加】

《一般》

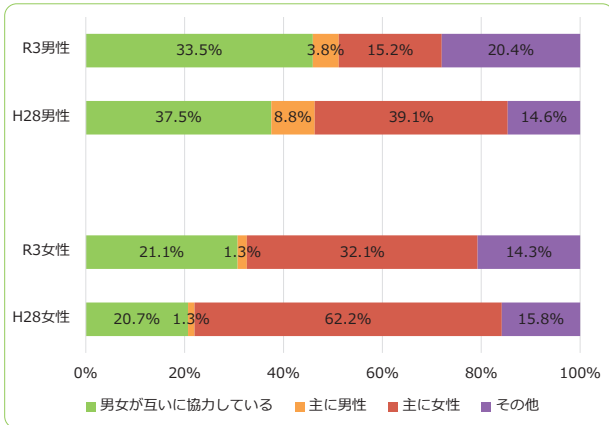


《学生》

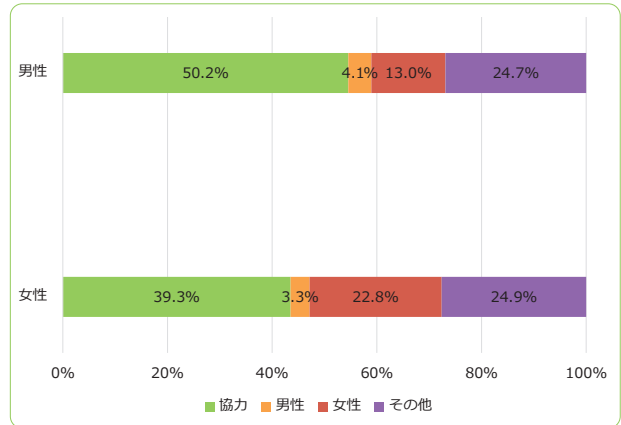


【高齢者等の介護】

《一般》

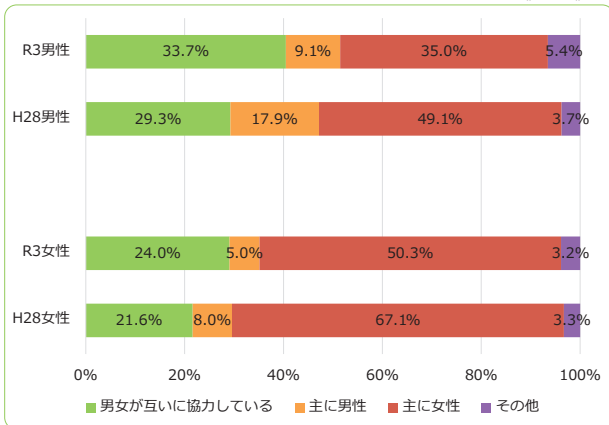


《学生》

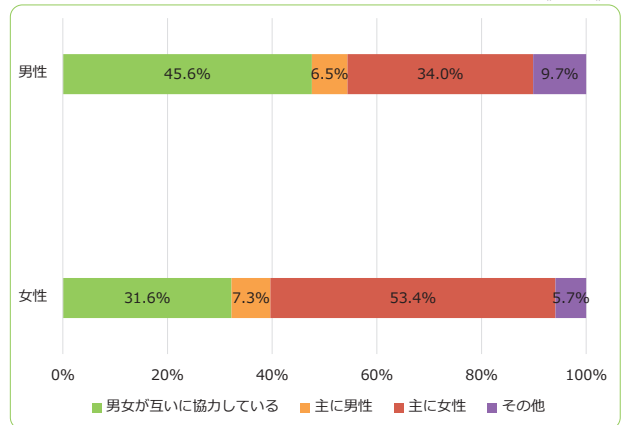


【日々の家計の管理】

《一般》

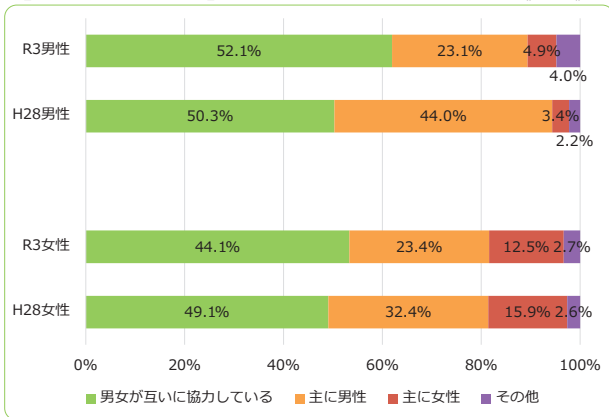


《学生》

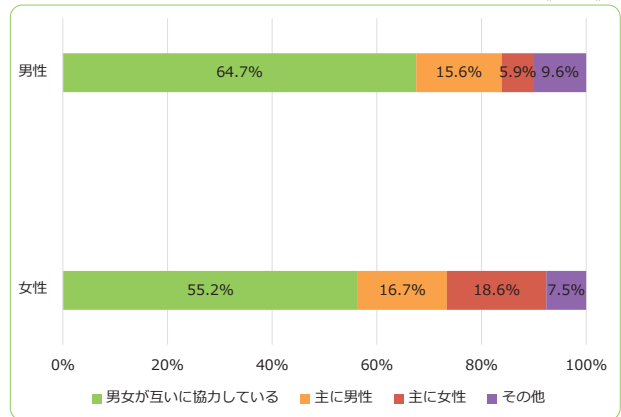


【問題の判断や決定】

《一般》



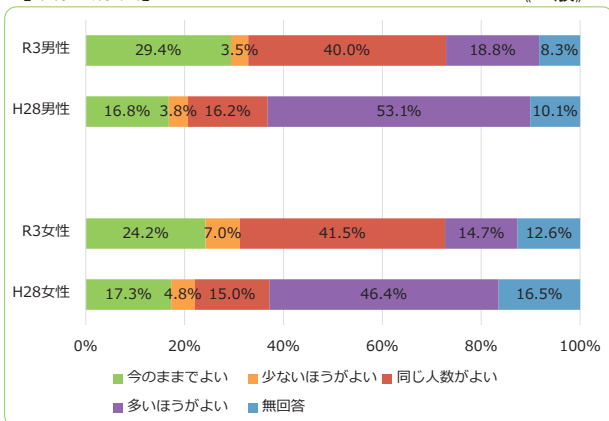
《学生》



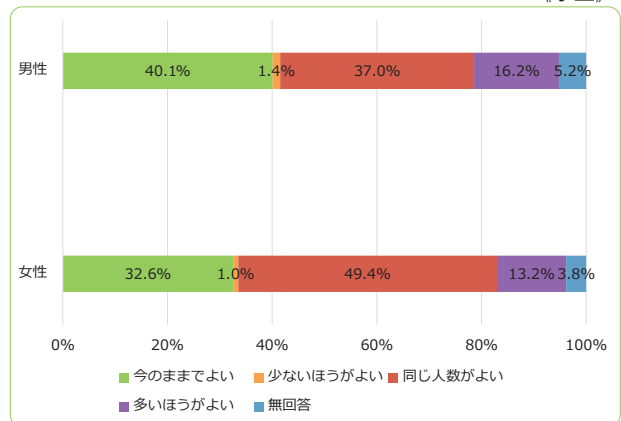
【問9】 各分野の女性の割合についてどう感じますか？

【市議会議員】

《一般》

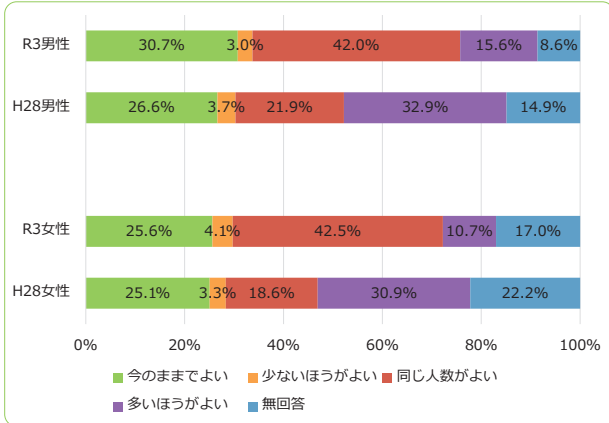


《学生》

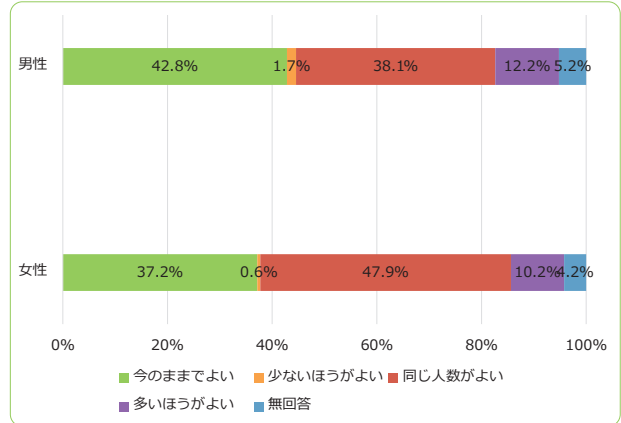


【審議会委員】

《一般》

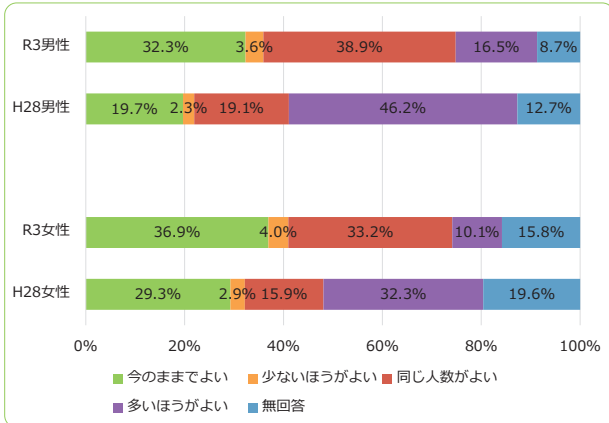


《学生》

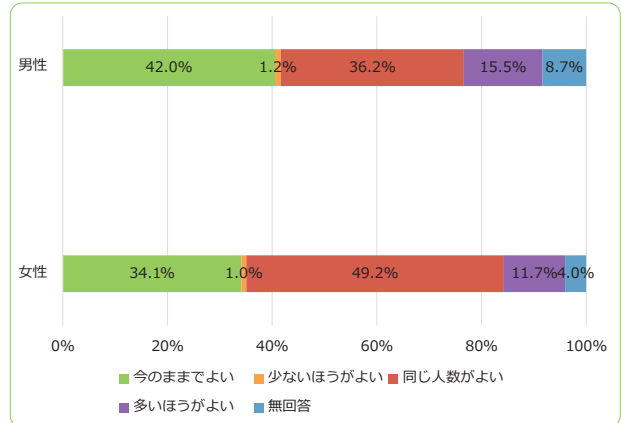


【町内会長】

《一般》

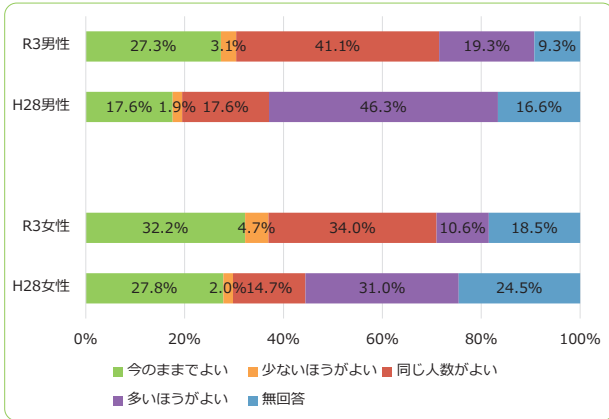


《学生》

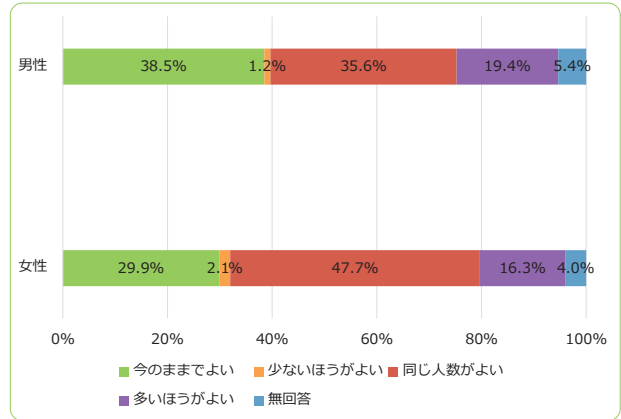


【PTA会長・役員】

《一般》

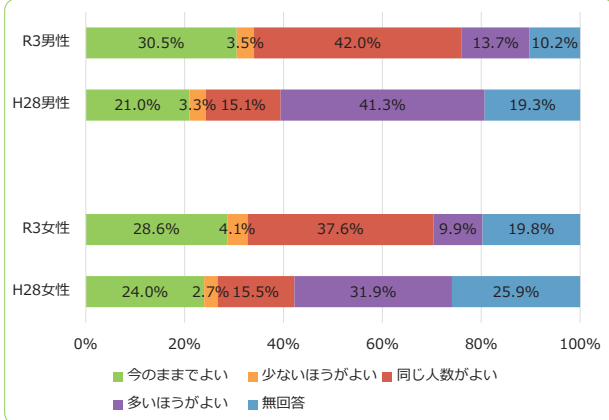


《学生》

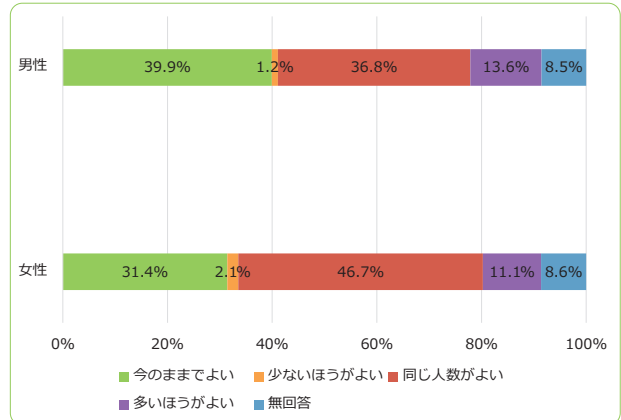


【職場の管理職】

《一般》

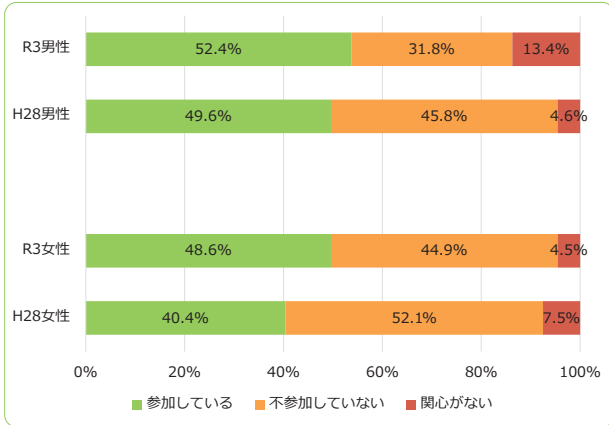


《学生》

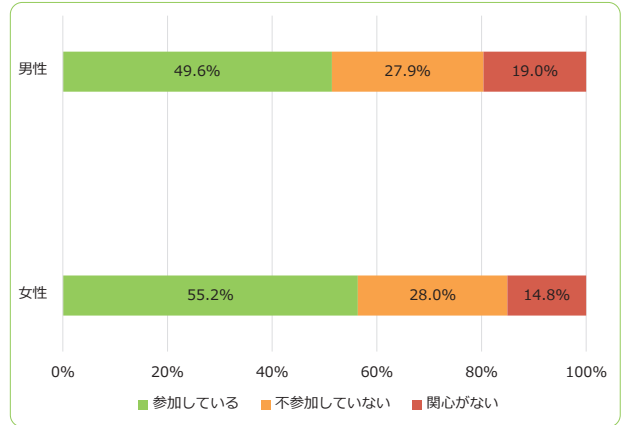


【問10】 地域や学校の行事やボランティア活動に積極的に参加していますか？

《一般》

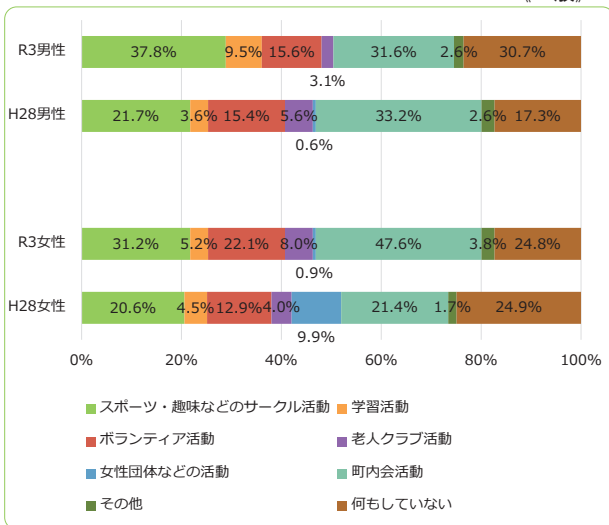


《学生》

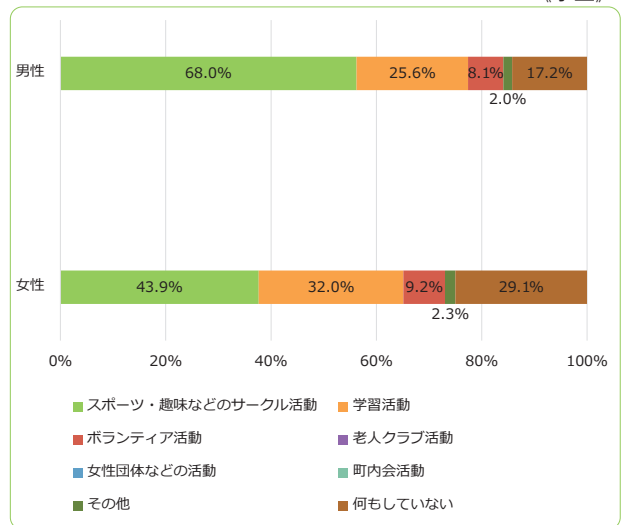


【問11】日頃どのような活動に参加していますか？

《一般》

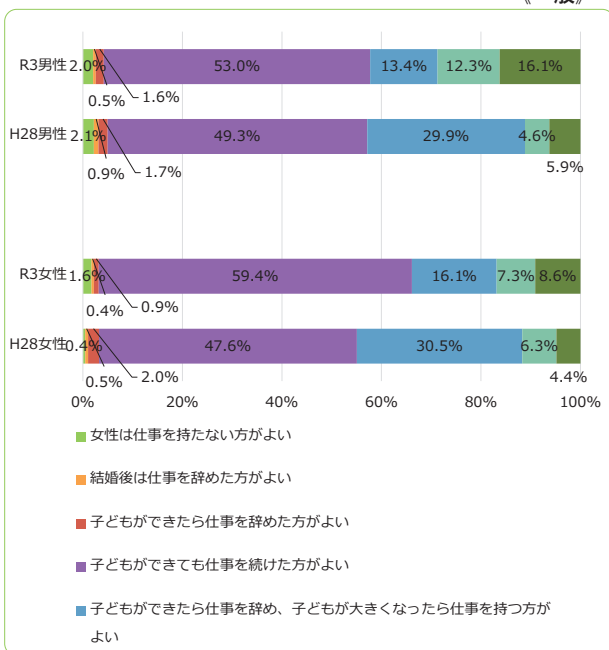


《学生》

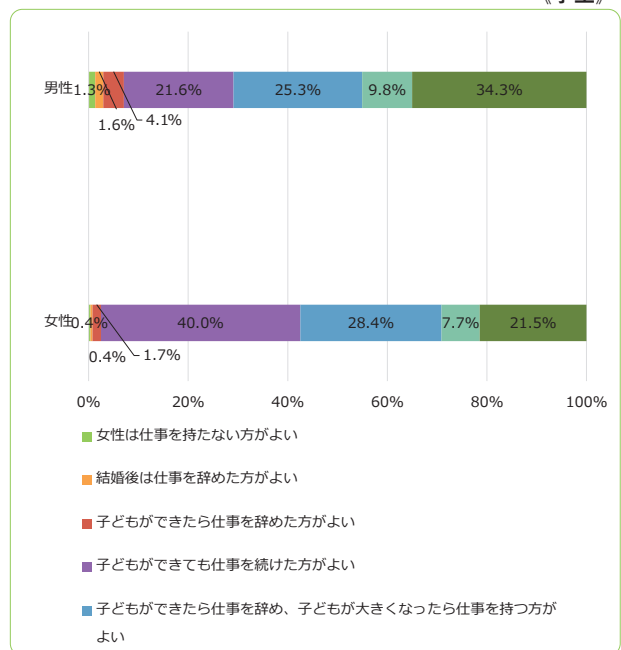


【問12】女性が仕事に持つことについて

《一般》

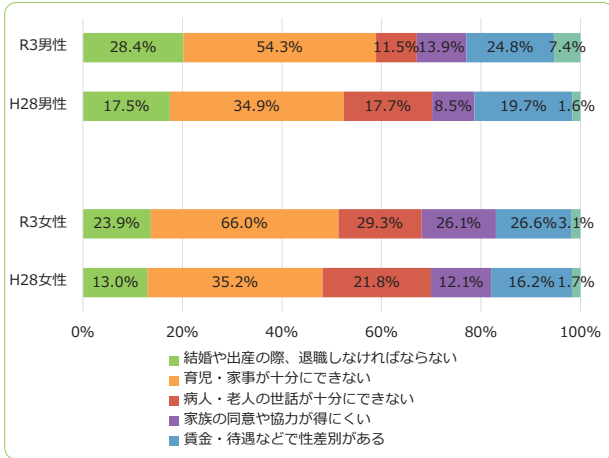


《学生》

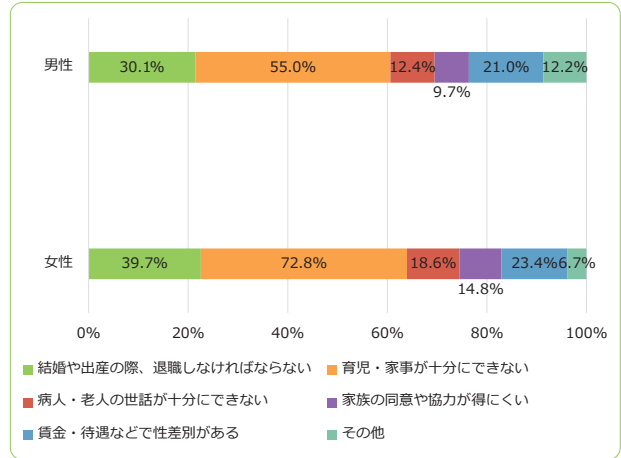


【問 1 3】女性が仕事を続けていく上で、どんな不都合があると思いますか？

《一般》

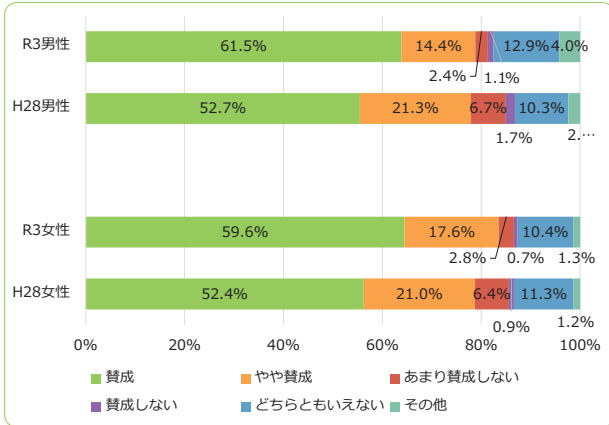


《学生》

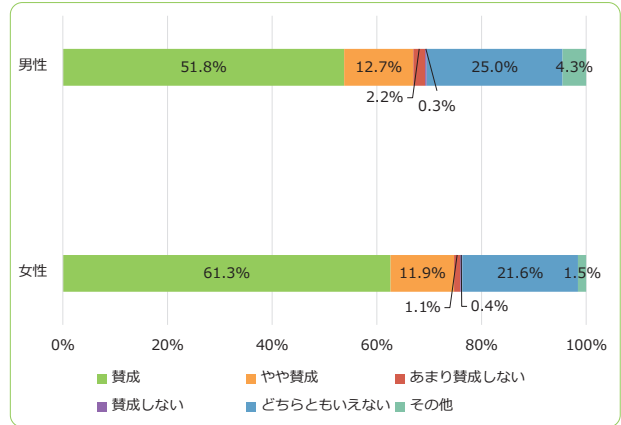


【問 1 4】女性が管理職に昇進することについて

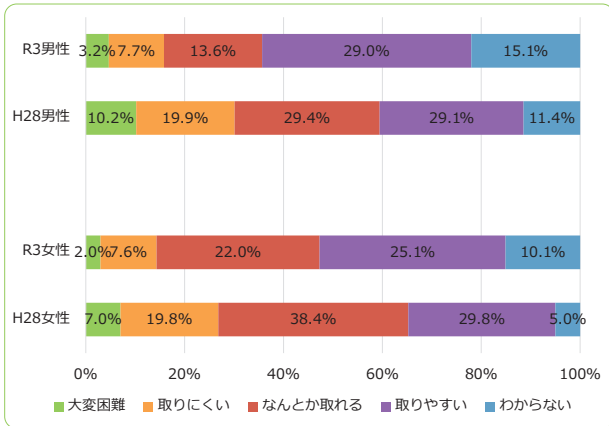
《一般》



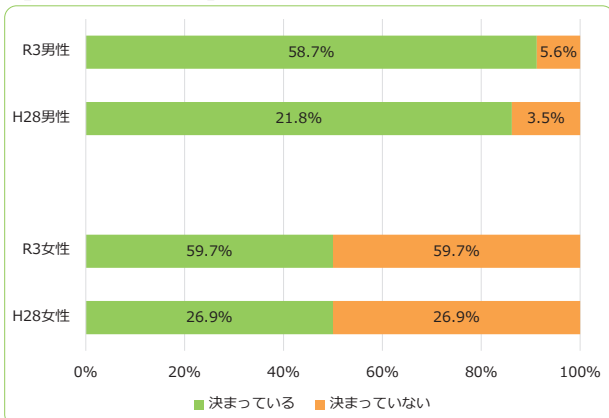
《学生》



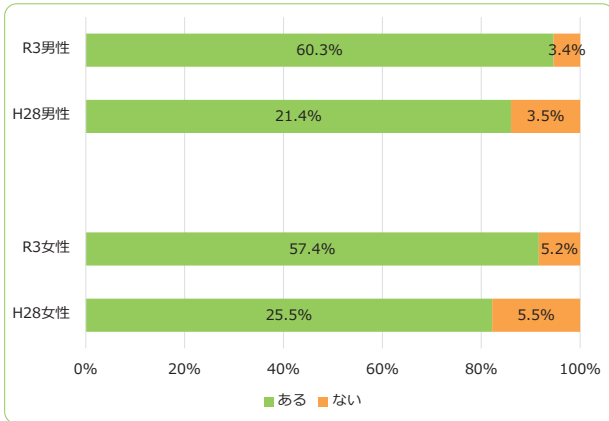
【問 1 5】職場で育児や介護のため休暇がとりやすいですか？



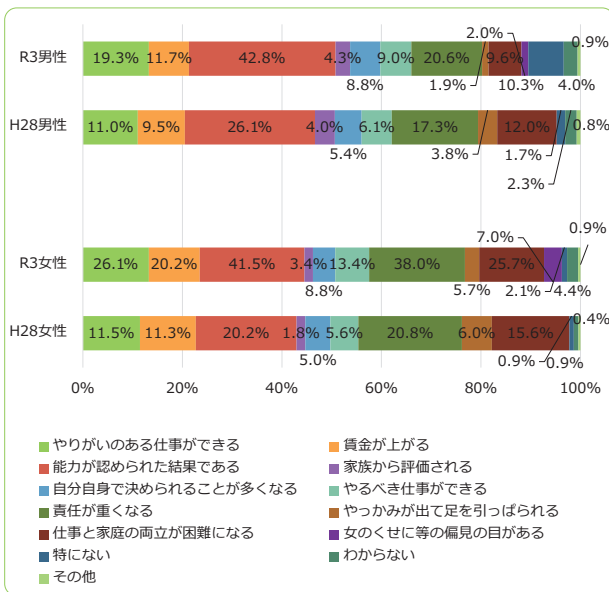
【労働時間について】



【社会保険制度について】

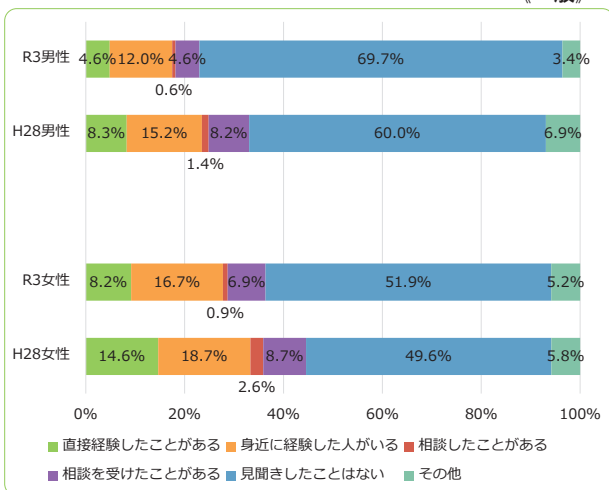


【問16】女性が管理職に昇進することについて

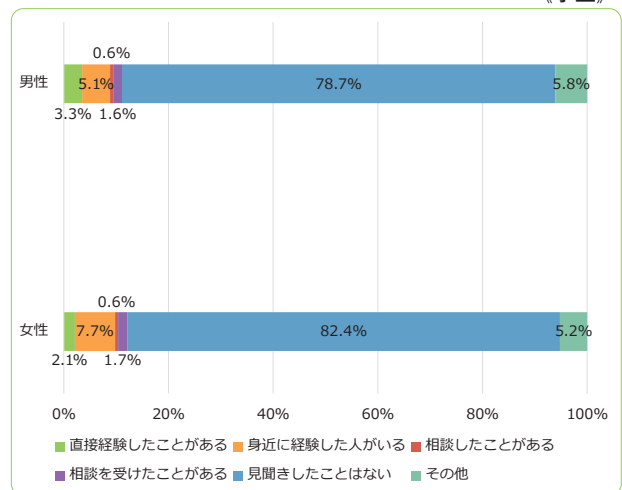


【問17】ドメスティックバイオレンスについて

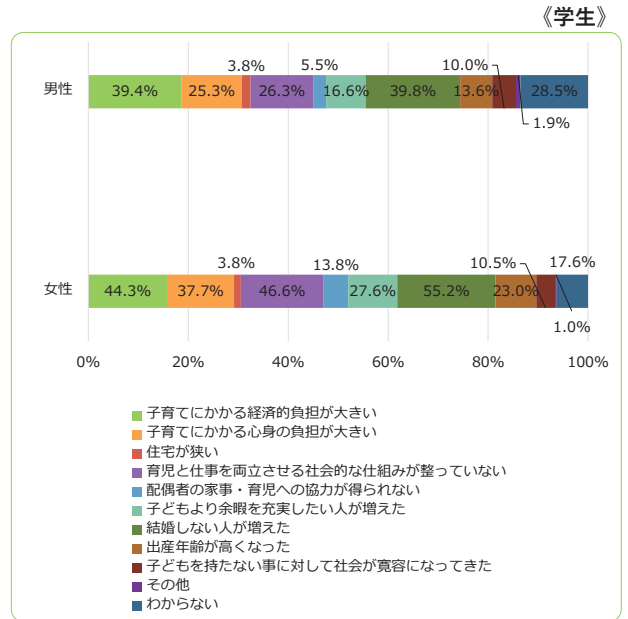
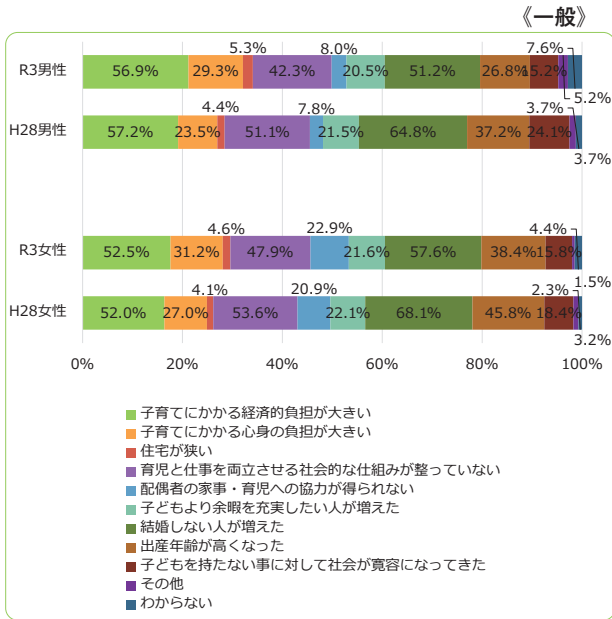
《一般》



《学生》

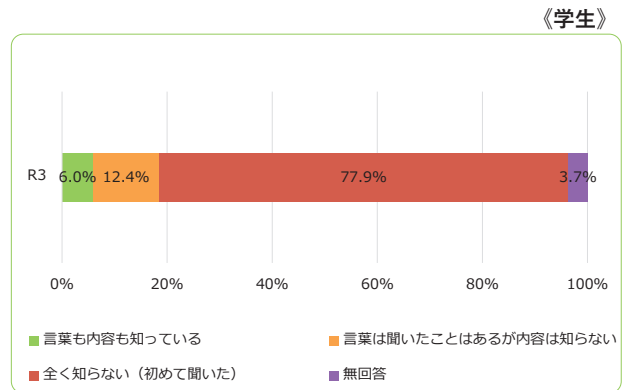
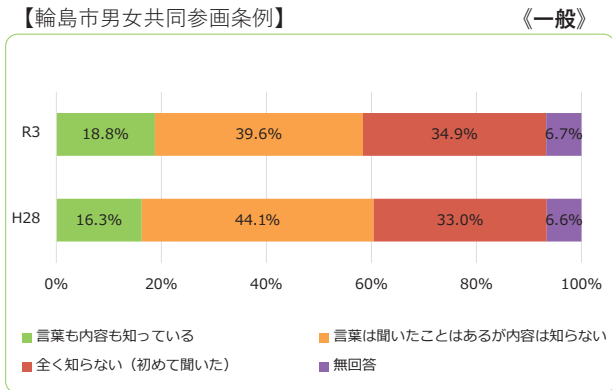


【問18】 少子化の原因について

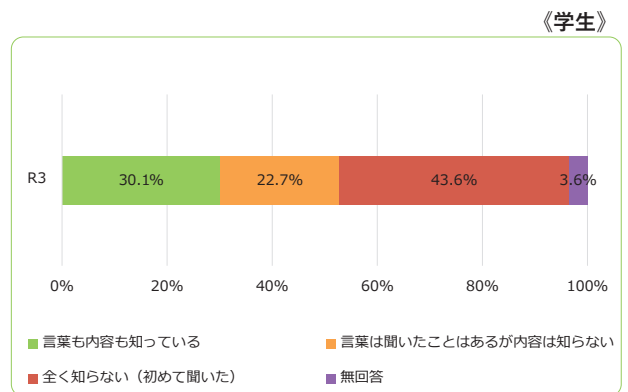
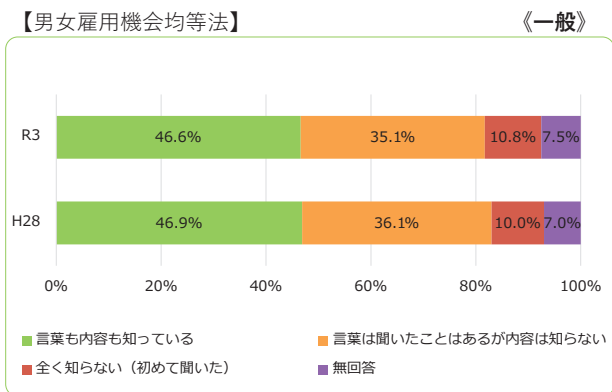


【問19】 言葉の定義について

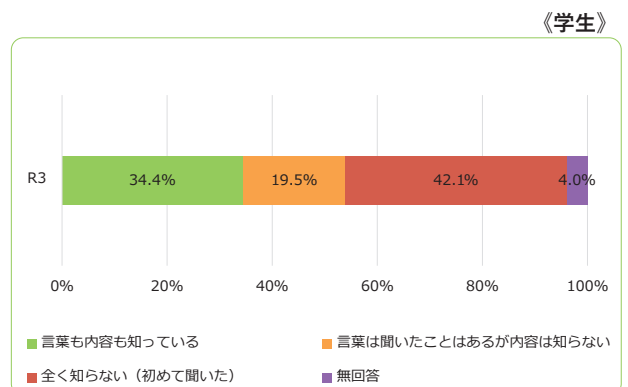
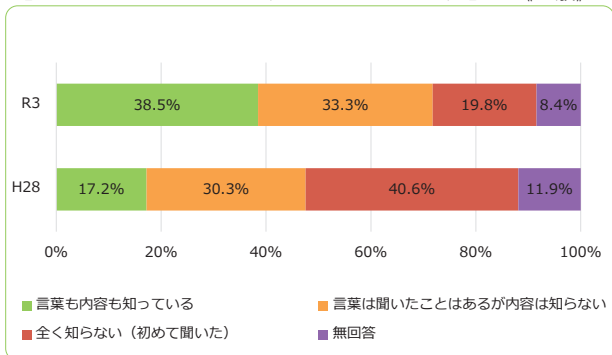
【輪島市男女共同参画条例】



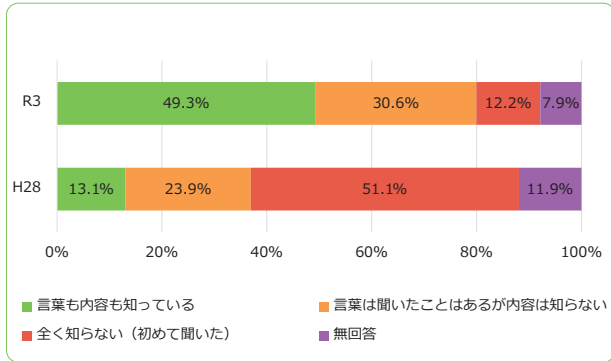
【男女雇用機会均等法】



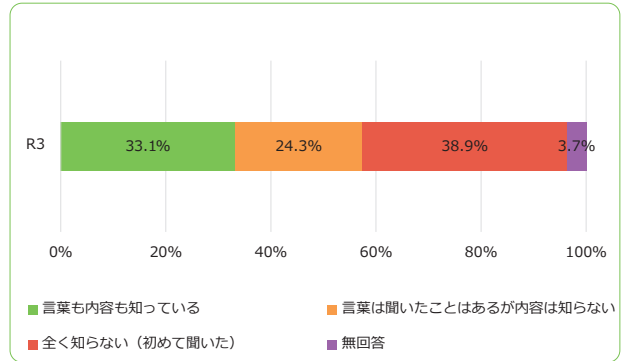
【ワークライフバランス (仕事と生活の調和)】



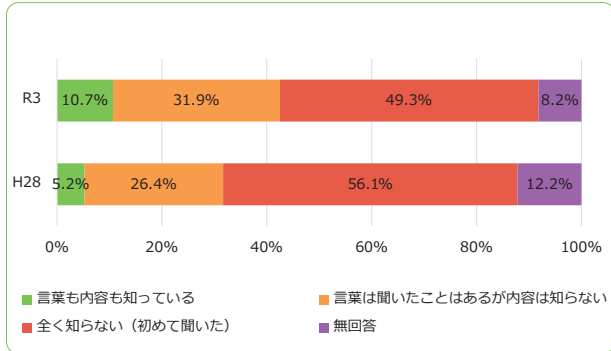
【ジェンダー（社会的・文化的に作られた性別）】 《一般》



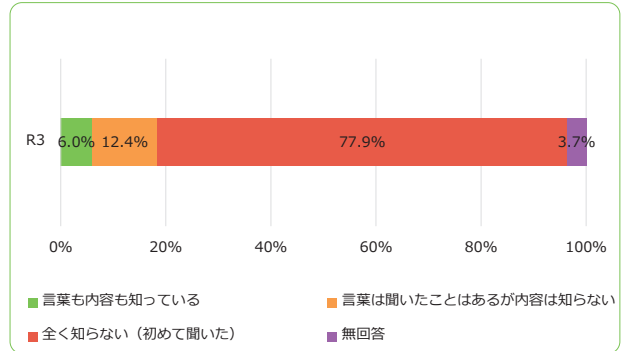
《学生》



【ポジティブアクション（積極的改善措置）】 《一般》

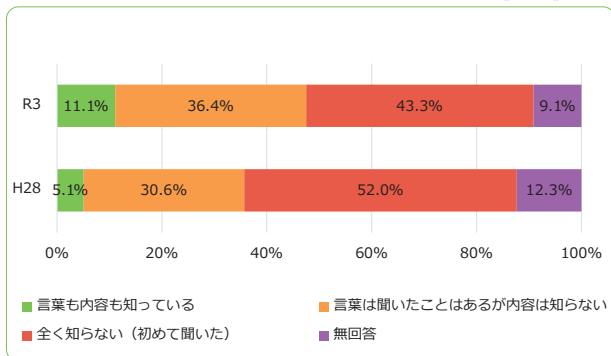


《学生》

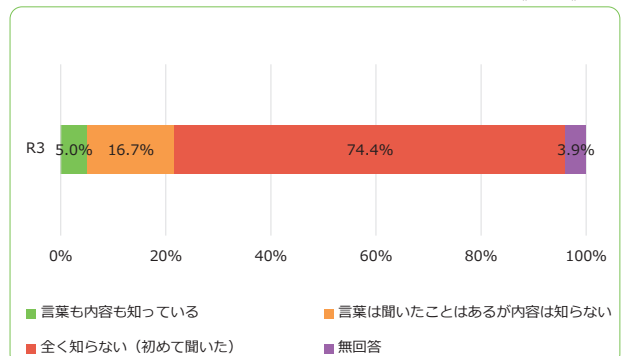


【女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）】

《一般》

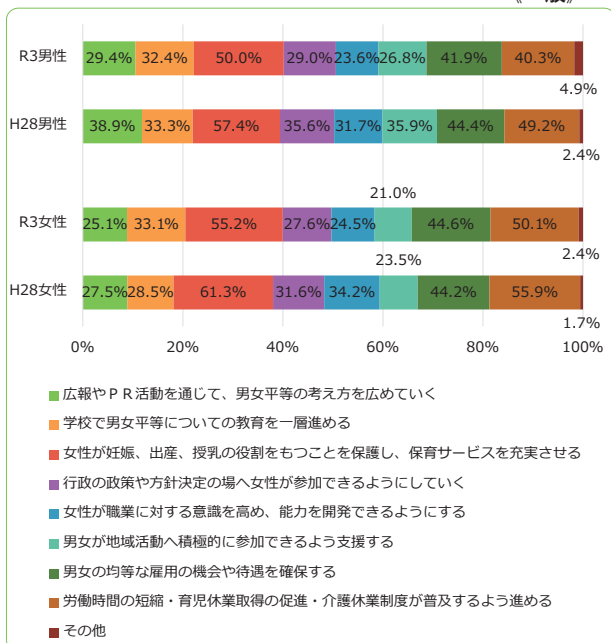


《学生》

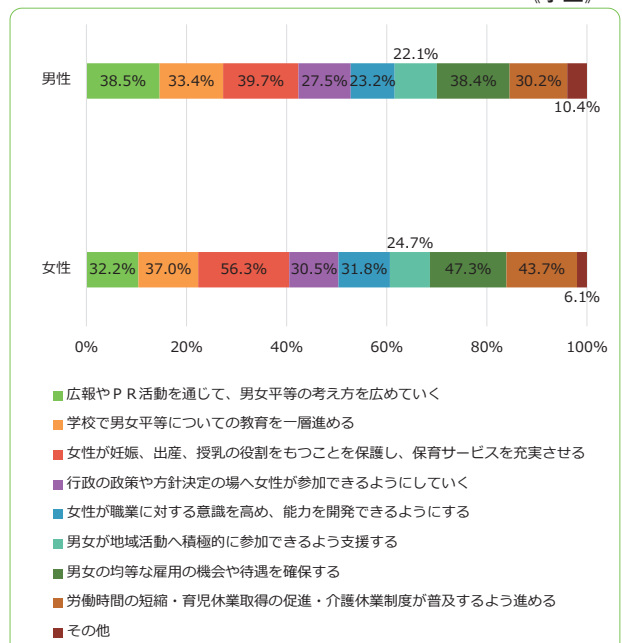


【問 2 1】男女共同参画社会の実現のために行政に望むこと

《一般》



《学生》



男女共同参画用語集

男女共同参画	男女共同参画は英語で Gender equality (ジェンダー イクオリティ) と言い、直訳すると「ジェンダーの平等」という意味になります。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいいます。
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。
LGBTQ	セクシャルマイノリティ (性的少数者) を表す言葉で、性的指向や性自認を意味する英語の頭文字をとって作られた。Lesbian (レズビアン) は同性を恋愛の対象とする女性、Gay (ゲイ) は同性を恋愛の対象とする男性、Bisexual (バイセクシャル) は同性も異性も恋愛の対象となりうる人、Transgender (トランスジェンダー) は体の性と心の性が異なる人、Questioning (クエスチョニング) または Queer (クイア) 性的指向や性自認が定まっていない人を意味します。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」の意味で、仕事だけに追われるのではなく、仕事以外の家事や育児、介護、趣味、学習、休養など日常生活でやりたいことを・やるべきことが両立できる状態のことをいいます。
ジェンダー (社会的性差)	生物学的な性差ではなく、「女らしさ (女性像)」「男らしさ (男性像)」といった、社会や文化によって作り上げられた性の差のことをいいます。
ポジティブ・アクション	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要の範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。
女性のエンパワーメント	女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことです。
ダイバーシティ	意味は「多様性」。性別や人種の違いにとらわれず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことを「ダイバーシティ社会」といいます。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	性と生殖に関する健康と権利。女性が子どもを産む・産まない、あるいは子どもの人数や出産間隔・時期などについて、自由に選択し、尊重される権利をいいます。
ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者・パートナー間の暴力。女性から男性への暴力もDVに該当します。身体的暴力 (殴る、蹴る) のほか、精神的暴力 (怒鳴る、無視する、他人と連絡をとらせない)、経済的暴力 (生活費を渡さない、借金を重ねる)、性的暴力 (性行為を強要する、避妊に協力しない) も含まれます。

○輪島市男女共同参画推進条例

(平成 18 年 12 月 28 日条例第 259 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 基本的施策(第 8 条—第 15 条)
- 第 3 章 輪島市男女共同参画推進審議会(第 16 条—第 21 条)
- 第 4 章 雑則(第 22 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 営利、非営利を問わず、市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する他の者の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護そ

の他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の職場、学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようにすること。

- (5) 男女が、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、双方の意思が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び効率的に実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に向けた取組(積極的改善措置を含む。)を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 直接的にも間接的にも性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ輪島市男女共同参画推進審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、行動計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、行動計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(調査研究)

第9条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第10条 市は、市民及び事業者と連携しつつ、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 市は、広報活動等を通じて、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第13条 市長は、市民及び事業者から男女共同参画の推進に関する苦情の申出があった場合においては、適切かつ迅速に処理するものとする。

(基本理念を尊重した教育等)

第14条 市は、学校教育において、基本理念を尊重した教育を行うものとする。

2 市は、生涯にわたる教育において、基本理念を尊重した学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書の作成及び公表)

第15条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 輪島市男女共同参画推進審議会

(設置)

第16条 市長の附属機関として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、輪島市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第17条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 行動計画に関し、第8条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する施策に関する事項について調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べること。

(4) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べること。

(組織)

第18条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第19条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体からの推薦による者

(3) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第 20 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 21 条 審議会は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初に開かれる会議については、市長がこれを招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 4 章 雑則

(規則への委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年輪島市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 19 号中「図書館協議会委員」の次に「、男女共同参画推進審議会委員」を加える。

(経過措置)

3 平成 13 年 3 月に策定された男女共生社会を形成する輪島プランは、第 8 条第 1 項の規定により策定された計画とみなす。

◎輪島市男女共同参画推進審議会委員名簿

委嘱機関：令和3年4月1日～令和5年3月31日

会 長	塩 士 修	石川県男女共同参画推進委員
副 会 長	新 甫 眞 智 子	石川県男女共同参画推進委員
委 員	富 水 聡	輪島市校長会代表
委 員	前 倉 弘 美	輪島商工会議所
委 員	沢 田 隆	門前町商工会
委 員	山 田 由 加 理	輪島市PTA連合会
委 員	喜 田 充	輪島市公民館連合会
委 員	宮 地 美 也 子	輪島市各種女性団体連絡会
委 員	藤 井 敏 夫	石川県男女共同参画推進委員
委 員	宮 下 一 枝	石川県男女共同参画推進委員

◎輪島市男女共同参画行動計画策定スケジュール

日 程	内 容	
令和3年5月	第1回審議会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・市長からの諮問 ・前期（H29～H33）行動計画の分析・評価 ・今年度事業（啓発活動等）の審議
6月	第2回審議会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会を考える市民調査」実施案の審議
7月・8月	「男女共同参画社会を考えるを考える市民調査」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象 市内中学生以上 ・調査方法 調査用紙を配付（公民館窓口に設置等）6,000枚 ・回答数 中学生・高校生 1,255人 一般 2,127人 回答率56.36%
9月	第3回審議会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度後期事業（啓発映画上映会など）の審議 ・「男女共同参画社会を考える市民調査」の実施結果報告
11月	第4回審議会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標等計画概要の審議 ・行動計画指標・目標値（案）の審議
令和4年2月	第5回審議会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・輪島市男女共同参画行動計画（R4年度～R8年度）案の審議
2月・3月	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・輪島市HP、教育委員会、総合支所、総合案内、各支所出張所、図書館、門前図書館にて掲示
3月	第6回審議会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果報告 ・答申（案）の審議 ・答申

